

社会復帰促進等事業に関する令和3年度成果目標の実績評価  
及び令和4年度成果目標

## 目 次

令和4年度 事業番号	令和3年度 事業番号	事業名	頁
1	1	外科後処置等経費	1
2	2	義肢等補装具費支給経費	2
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	3
4	4	社会復帰特別対策援護経費	4
5	5	CO 中毒患者に係る特別対策事業経費	5
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	7
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	13
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	14
9	9	労災就学等援護経費	15
10	10	労災ケアサポート事業経費	16
11	11	休業補償特別援護経費	17
12	12	長期家族介護者に対する援護経費	18
13	13	労災特別介護施設運営費・設置経費	19
14	14	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	21
15	15	過労死等防止対策推進経費	22
16	16	安全衛生啓発指導等経費	24
17	17	職業病予防対策の推進	26
18	18	じん肺等対策事業	29
19	19	職場における受動喫煙対策事業	31
20	20	職場における化学物質管理促進のための総合対策	33
21	21	産業保健活動総合支援事業	35
22	22	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	37
23	23	メンタルヘルス対策等事業	39
24	24	治療と職業生活の両立支援事業	41
25	25	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	42
26	26	建設業等における労働災害防止対策費	44
27	27	第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）	46
28	28	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	48
29	29	機械等に起因する災害防止対策費	49

30	30	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	51
31	31	家内労働安全衛生管理費	52
32	32	女性就業支援・母性健康管理等対策費	54
33	34	外国人技能実習機構に対する交付金	56
34	35	労働災害防止対策費補助金経費	57
35	36	産業医学振興経費	59
36	37	未払賃金立替払事務実施費	61
37	38	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	63
38	39	テレワーク普及促進等対策	66
39	40	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	68
40	41	中小企業退職金共済事業経費	70
41	42	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	71
42	43	個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業	73
43	44	雇用労働センター設置・運営経費	75

事業名	外科後処置等経費							事業番号 (令和4年度)	1
								事業番号 (令和3年度)	1
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体	都道府県労働局								
事業／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者に対し、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術を行う等、外科後処置に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の被災労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。							
	実施 体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。							
30年度予算額 (千円)	54,951	令和元年度 予算額 (千円)	60,601	令和2年度 予算額 (千円)	54,617	令和3年度 予算額 (千円)	46,079	令和4年度 予算額 (千円)	42,666
30年度決算額 (千円)	45,336	令和元年度 決算額 (千円)	30,314	令和2年度 決算額 (千円)	39,796	令和3年度 決算額 (千円)	20,637	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	82.5	令和元年度 予算執行率 (%)	50.0	令和2年度 予算執行率(%)	72.9	令和3年度 予算執行率(%)	44.8		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	82.6% (申請件数:69件、1か月以内に決定した件数:57件)		
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	外科後処置等経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	義肢等補装具費支給経費							事業番号 (令和4年度)	2
								事業番号 (令和3年度)	2
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体	都道府県労働局								
事業／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の被災労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。							
	実施 体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。							
30年度予算額 (千円)	2,957,881	令和元年度 予算額 (千円)	2,979,074	令和2年度 予算額 (千円)	3,525,692	令和3年度 予算額 (千円)	3,144,697	令和4年度 予算額 (千円)	3,427,493
30年度決算額 (千円)	2,946,995	令和元年度 決算額 (千円)	2,930,246	令和2年度 決算額 (千円)	3,318,998	令和3年度 決算額 (千円)	3,111,834	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	99.8	令和元年度 予算執行率 (%)	98.4	令和2年度 予算執行率(%)	94.1	令和3年度 予算執行率(%)	99.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	95.5% (申請件数:9,618件、1か月以内に決定した件数:9,215件)		
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	義肢等補装具支給経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	特殊疾病アフターケア実施費						事業番号 (令和4年度)	3	
							事業番号 (令和3年度)	3	
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局								
事業 / 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うとともに、症状固定後に必要な措置を行い、また、その通院に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の被災労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。							
	実施 体制	都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働省本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。							
30年度予算額 (千円)	3,831,287	令和元年度 予算額 (千円)	3,837,299	令和2年度 予算額 (千円)	3,787,294	令和3年度 予算額 (千円)	3,636,894	令和4年度 予算額 (千円)	3,526,974
30年度決算額 (千円)	3,371,473	令和元年度 決算額 (千円)	3,373,479	令和2年度 決算額 (千円)	3,327,518	令和3年度 決算額 (千円)	3,185,477	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	88.4	令和元年度 予算執行率 (%)	87.9	令和2年度 予算執行率(%)	87.9	令和3年度 予算執行率(%)	87.6		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【O】	80.1% (申請件数:4,613件、1か月以内に決定した件数:33,694件)		
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。			アウトプット 指標 【O】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	特殊疾病アフターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	社会復帰特別対策援護経費						事業番号 (令和4年度)	4	
							事業番号 (令和3年度)	4	
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局								
事業／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の振動障害者等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。							
	実施 体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
30年度予算額 (千円)	347,776	令和元年度 予算額 (千円)	342,939	令和2年度 予算額 (千円)	341,182	令和3年度 予算額 (千円)	321,935	令和4年度 予算額 (千円)	297,779
30年度決算額 (千円)	300,496	令和元年度 決算額 (千円)	327,787	令和2年度 決算額 (千円)	271,655	令和3年度 決算額 (千円)	314,460	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	86.4	令和元年度 予算執行率 (%)	95.6	令和2年度 予算執行率 (%)	79.6	令和3年度 予算執行率 (%)	97.7		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			アウトカム 指標 【○】	85.7% (申請件数:231件、1か月以内に決定した件数:198件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。			アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	社会復帰特別対策援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費							事業番号 (令和4年度)	5
								事業番号 (令和3年度)	5
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	機構・団体管理室 機構調整第二係
実施主体	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症患者(以下「CO中毒患者」という。)のリハビリテーション施設として運営されていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)により、平成17年度末に廃止されたことから、従前、国が大牟田労災病院に行かせていた機能・役割を引き続き確保するため、後継の医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。 本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法29条1項1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。							
	対象 (誰/何を 対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。							
	事業・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施							
	実施 体制	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院							
30年度予算額 (千円)	469,029	令和元年度 予算額 (千円)	480,570	令和2年度 予算額 (千円)	498,674	令和3年度 予算額 (千円)	499,072	令和4年度 予算額 (千円)	496,004
30年度決算額 (千円)	469,029	令和元年度 決算額 (千円)	480,570	令和2年度 決算額 (千円)	498,564	令和3年度 決算額 (千円)	499,072	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0	令和3年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和3年度においては年間141日以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	・令和3年度においてはグループワークの年間実施日数は161日であった。		
	アウトプット 指標	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。				アウトプット 指標 【○】	・リハビリテーションを適切に実施するための人員を10名を確保した。 ・患者2名あたり1.5名の療養生活を支援するための人員を配置した。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行い、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ることができたため、目標を達成した。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、委託先期間に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和4年度においては年間141日以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間)×年間47週(52週(1年間の週数)-5週(休日の合計週数))=141日								



令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	-
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	<p>以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること</p> <p>②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨の答弁をしていること</p> <p>③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること</p>

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (1)医療リハビリテーションセンターの運営 (2)総合せき損センターの運営 (3)産業殉職者慰霊事業 (4)治療就労両立支援センターの運営 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 (6)日本バイオアッセイ研究センターの運営 (7)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事業番号 (令和4年度)	6
		事業番号 (令和3年度)	6
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)~(2)、(4)、(7) 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(3) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(5)~(7)	担当係	機構・団体管理 室 機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康安全機構		
事業 ／ 制度 概要	<p>(1)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>(2)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>(3)産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。</p> <p>(4)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導 (①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>(6)日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。</p> <p>(7)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p> <p>(1)から(7)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</p>		
	目的及び 必要性 (何のため)		
対象 (誰/何を 対象に)	(1)(2)被災労働者 (3)産業殉職者及びその遺族 (4)労働者 (5)事業者、労働者 (6)事業場で取り扱われる化学物質 (7)(独)労働者健康安全機構が運営する施設		
事業・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	<p>(1)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>(2)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>(3)産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。</p> <p>(4)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導 (①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>(6)日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。</p> <p>(7)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p> <p>(1)から(7)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</p>		

実施体制	(独)労働者健康安全機構において実施								
運営交付金 30年度予算額 (千円)	9,646,667	運営交付金 令和元年度 予算額 (千円)	10,195,027	運営費交付金 令和2年度 予算額 (千円)	11,232,396	運営費交付金 令和3年度 予算額 (千円)	12,022,985	令和4年度 予算額 (千円)	11,220,887
30年度決算額 (千円)	10,208,130	令和元年度 決算額 (千円)	9,991,749	令和2年度 決算額 (千円)	9,781,474	令和3年度 決算額 (千円)	10,975,920	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	105.8	令和元年度 予算執行率 (%)	98.0	令和2年度 予算執行率(%)	87.1	令和3年度 予算執行率(%)	91.3	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
施設整備費補助金 30年度予算額 (千円)	4,009,819 (令和元年度 への繰越額 376,575)	施設整備費補助 金 令和元年度 予算額 (千円)	2,985,529 (令和2年度へ の繰越額 689,852)	施設整備費補助金 令和2年度 予算額 (千円)	3,483,982 (令和3年度へ の繰越額 121,843)	施設整備費補助金 令和3年度 予算額 (千円)	1,439,507 (令和4年度へ の繰越額 567,545)	令和4年度 予算額 (千円)	2,392,234
30年度決算額 (千円)	3,330,689	令和元年度 決算額 (千円)	2,205,325	令和2年度 決算額 (千円)	3,173,455	令和3年度 決算額 (千円)	827,730	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	91.7	令和元年度 予算執行率 (%)	96.1	令和2年度 予算執行率(%)	91.1	令和3年度 予算執行率(%)	94.9	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	C	未達成要因を分析の上、事業の見直しが必要						
令和3 年度目標	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、 医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなど が連携し、高度専門的医療を提供するとともに、 職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機 関との連携強化に取り組むことにより、医学的に 職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保する。</p> <p>(2) 総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、 看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連 携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテ ーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に 努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院 患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(3) 産業殉職者慰霊事業 慰霊式及び慰霊についての満足度調査を実施 し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいと の評価を90%以上得る。</p> <p>(4) 治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した雇患者に対 し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそ れぞれの対応に関してアンケートを行い、病院、 職場及び両立支援コーディネーターによるトライ アングル型サポート体制が有用であった旨の評 価を80%以上から得る。</p> <p>(5) 労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査 及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働 安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安 全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢 献の件数を10件以上とする。</p> <p>(6) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚生省行政検討会に 提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の 進展に資する。</p> <p>(7) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整 備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の 取組の推進について」(平成27年5月25日総務大 臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調 達の合理化に努め、「契約監視委員会」を年間4 回以上開催し、契約の点検を実施することで、契 約の適正化を図る。 ②契約締結状況を(独)労働者健康安全機構の ホームページで公表し、引き続き透明性を確保 する。</p>			令和3 年度実績	<p>(1) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:90.4% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者75人/四肢脊椎の障害・ 中枢神経麻痺患者の退院患者数83人</p> <p>(2) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:86.6% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者116人/外傷性脊椎・せき 髄損傷患者の退院患者数134人</p> <p>(3) 慰霊の場にふさわしいとの評価:97.2% ※満足の評価105人/参拝者・参列者(アンケート回答者)108人</p> <p>(4) 有用であった旨の評価:97.5% ※「有用であった」旨の回答153件/回答者数157件</p> <p>(5) 労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準 の制定及び改正等への貢献の件数:12件</p> <p>(6) ・長期吸入試験等の結果は厚生労働省及び機構のホームページに掲載し ているほか学会発表等を行うことで成果の普及を図っている。 ・米国内毒性物質疾病登録局(ATSDR)の1,2-dichloropropane評価書に貢 献。</p> <p>(7) ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点 検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(6月、9 月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。</p>				
アウトカム指 標	アウトカム指標 【(1)○(2)○(3) ○(4)○(5)○ (6)○(7)○】								

<p>アウトプット 指標</p>	<p>(1)医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(2)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3)産業殉職者慰霊事業 満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(4)治療就労両立支援センターの運営 ①第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及啓発を行う。令和元年度から開始した研究テーマについて、事例の集積を行うため、引き続き生活習慣病等の指導を実践する。 ②両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として産業保健総合支援センターにおいて事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「難病」等新たな疾病に対応した両立支援マニュアルの更新を行う。</p> <p>(5)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究15課題を実施する。</p> <p>(6)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。</p> <p>(7)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和3年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p>	<p>アウトプット指標 【(1)〇(2)〇(3)〇(4)〇(5)〇(6)〇(7)〇】</p>	<p>(1) 職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数:18回</p> <p>(2) せき損検討会の開催実績:73回開催、検討症例実績:230症例</p> <p>(3) 検討会の開催実績:4回</p> <p>(4) ①第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物である「深夜勤務者のための食生活ガイドブック」等について、全国の産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及を行った。令和元年度から開始した研究テーマ(18件)について、事例の集積を行うため、生活習慣病等の指導を實踐し、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において中間評価を行った。 ②両立支援チームにより両立支援の事例(1,352件)を収集した。また、収集した事例を元に、両立支援コーディネーター基礎研修修了者及び地域企業等の人事・労務担当者を対象とした事例検討会を、全産業保健総合支援センター(47か所)において実施した。さらに、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」の更新を行い、肝疾患、難病及び心疾患に対応したものとした。</p> <p>(5) プロジェクト研究課題実施数:15件</p> <p>(6) ブチルアルデヒドについて、長期吸入試験を実施し、試験結果を厚生労働省に報告した。また、アリルアルコール、塩化ベンゾイルについて、長期吸入試験の予備試験を実施し、試験結果を厚生労働省に報告した。</p> <p>(7) 令和3年度施設整備計画に基づき、適切な調達を行った。</p>
----------------------	--	--	---

<p>3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題</p>	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営      &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;      ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。      ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行ったため。      ・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだため。</p> <p>&lt;職業評価会議(運営協議会、QA講習を含む。)の実施件数&gt;      定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。</p> <p>(2) 総合せき損センターの運営      &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;      &lt;せき損検診会の開催実績&gt;      ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。      ・脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供したため。      ・脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行ったため。</p> <p>(3) 産業殉職者慰霊事業      &lt;慰霊の場にふさわしいとの評価&gt;      &lt;検診会の開催実績&gt;      日々の来堂者等からの要望を踏まえ、以下の環境整備等に努めたため。      ・霊堂改修工事により霊堂外壁の剥離・汚れ等が解消され、来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場で慰霊式を開催できたこと、新型コロナウイルス感染症防止に資するため式典の規模を縮小、参列者人数を縮減したため、式典時間内に遺族全員の献花を行うことができた。なお、慰霊式に参列できない遺族等に配慮し、インターネットによるライブ配信を行い、産業殉職者合祀慰霊式開催後には、参列できなかった遺族のために式典の模様をホームページやTwitterに掲載するとともに、式典の模様が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し遺族に送付したため。      ・霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいものでない必要な事項をまとめて「接遇マナーマニュアル」を基にトレーニング(OJT)を行うとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるように取り組んだため。      ・「高尾みこも霊堂内外装その他改修工事」により、納骨堂が休館となったことから、納骨堂11階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所2階に移設し、仮祭壇を設置することにより、休館中においても遺族が参拝できる環境の整備に努めたため。</p> <p>(4) 治療就労両立支援センターの運営      &lt;有用であった旨の評価&gt;      四半期ごとに各分野の問題点を集約し、全施設へのフィードバックするとともに「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」等により情報共有を行うとともに、両立支援コーディネーターによる意見交換会を開催し、各施設からの事例発表を通じ好事例の共有など両立支援の質の向上に向けた取組を行ったため。</p> <p>&lt;事業場への普及啓発&gt;      第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物等について事業場向けの広報誌である「産業保健21」等に掲載するとともに冊子を増刷し、全国の産業保健総合支援センター等を介し事業場への普及を行ったため。また、予防法・指導法開発のため、18テーマの研究に係る事例収集に取り組み、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」においてすべての研究の継続が承認されたため。</p> <p>&lt;事例収集・事例検討会&gt;      各治療就労両立支援センター(部)の両立支援チームが収集した両立支援事例の件数は、意見交換会等の取組が積極的な支援に繋がったため増加した。また、収集した事例を元に、両立支援センターの医師及びコーディネーターが事例検討会用のモデル事例を作成し、全産業保健総合支援センターに提供することで、積極的な事例検討会の実施に繋がった。</p> <p>(5) 労働安全衛生総合研究所の運営      &lt;労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数&gt;      行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、設置された厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応したため。      &lt;プロジェクト研究課題実施数&gt;      内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したため。</p> <p>(6) 日本バイオアッセイ研究センターの運営      令和3年度に予定されていた試験のうち、ブチルアルデヒドの長期吸入試験及びアリルアルコール、塩化ベンゾイルの長期吸入試験の予備試験については目標を達成した。しかし、一部の試験について、標準操作手順書から逸脱していたことが明らかになった事案に伴い、厚生労働省から一部試験の中止が指示されている。この件に対し、厚生労働省に設置された検討会を踏まえた対応として、①標準操作手順書の改正、②研究倫理研修の実施、③人的交流の促進、④厚生労働省との協議、⑤研究不正の通報窓口の実効性の確保に取り組んでいる。</p> <p>(7) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費      調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施し、また、契約監視委員会において、締結した契約の事後点検を実施したこと。加えて、施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施したこと。</p>
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題</p>	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営      令和3年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。      ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施      ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価      ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施</p> <p>(2) 総合せき損センターの運営      令和3年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。      ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施      ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施</p> <p>(3) 産業殉職者慰霊事業      令和3年度目標の達成において効果があった、納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。</p> <p>(4) 治療就労両立支援センターの運営      ・第4期中期目標期間中の研究について、一部、新型コロナウイルス感染症の影響により事例収集に支障があるテーマがあるものの、毎年開催している予防医療モデル調査研究に関する検討会にて進捗状況を把握し、組織的に進捗管理するよう努める。また、開発した予防法・指導法については、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を図る。      ・事例検討会について、目標どおり全産業保健総合支援センターで開催したが、両立支援コーディネーターの資質向上と、地域におけるコーディネーターのネットワーク構築を図るため、更なる取組が必要。</p> <p>(5) 労働安全衛生総合研究所の運営      引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。</p> <p>(6) 日本バイオアッセイ研究センターの運営      引き続き、①標準操作手順書の改正、②研究倫理研修の実施、③人的交流の促進、④厚生労働省との協議、⑤研究不正の通報窓口の実効性の確保に取り組む、逸脱行為等の再発防止に努める。</p> <p>(7) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費      契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。</p>

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和4年度事業概要	令和3年度から、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3年法律第74号)に基づく、給付金等の支払業務が追加された。	
令和4年度目標 (アウトカム指標)	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(2) 総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(3) 産業殉職者慰霊事業 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を、対象者の90%以上から得る。</p> <p>(4) 治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した雇患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関するアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を対象者の80%以上から得る。</p> <p>(5) 労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)の達成に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。</p> <p>(6) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚生省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。</p> <p>(7) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努め、「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、契約の点検を実施することで、契約の適正化を図る。 ②契約締結状況を(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。</p>	
令和4年度目標 (アウトプット指標)	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(2) 総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3) 産業殉職者慰霊事業 満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(4) 治療就労両立支援センターの運営 ①前中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。令和元年度から開始した予防法・指導法の開発については、引き続き生活習慣病対策等の指導を実践し、事例の集積を行う。また、集積した事例を活用し、予防法・指導法の分析、検証等を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。 ②令和3年度に更新した両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行うとともに、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて同マニュアルの普及を図る。また、両立支援コーディネーターが支援の流れについて更に理解が深められるよう、「両立支援事例集(仮称)」を作成することとし、それに向けて事例収集を行う。産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、応用研修として事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。</p> <p>(5) 労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究13課題を実施する。</p> <p>(6) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 労働安全衛生総合研究所との粉じんの健康影響に係る協働研究を実施する。その他の試験については、国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、令和4年度の試験の実施については、厚生労働省と協議の上対応する。</p> <p>(7) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和4年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p>	

<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p>	<p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営          &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;          当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移（右肩上がりではないこと）及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>&lt;職業評価会議（運営協議会、OA講習を含む。）の実施件数&gt;          患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。</p> <p>(2) 総合せき損センターの運営          &lt;医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合&gt;          当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移（右肩上がりではないこと）及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>&lt;せき損検討会の開催実績&gt;          患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者毎のリハビリテーションプログラムを見直すことは有効であると考え。平成28年度までは年間60症例を目標として設定していたが、平成28年10月に分院ができたこと等を踏まえ、年間100症例を目標として設定した。</p> <p>(3) 産業殉職者慰霊事業          &lt;慰霊の場にふさわしいとの評価&gt;          平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。</p> <p>&lt;検討会の開催実績&gt;          満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を年4回以上としたものである。</p> <p>(4) 治療就労両立支援センターの運営          &lt;有用であった旨の評価&gt;          第4期中期目標は、第3期中期目標から対象疾患を拡大したことから、目標数値の安易な上方修正は、コーディネーターが支援の困難な症例や、未経験の症例などを無意識に忌避する可能性があることから、第3期中期目標から上方修正は行わず80%と設定した。令和4年度についても、新たな対象に対して支援を行い、新たな評価項目をもって判断するものであるため、同様に80%と設定した。</p> <p>&lt;事業場への普及啓発、事例集積&gt;          &lt;事例検討会、両立支援マニュアルの更新&gt;          疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められているため。</p> <p>(5) 労働安全衛生総合研究所の運営          &lt;労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数&gt;          第4期中期目標で「労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献（中期目標期間中50件以上）」という目標が定められており、令和4年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見が関係法令等の施策に反映されることは労働災害の防止に資することから、中期目標件数を按分した10件以上をアウトカム指標とした。</p> <p>&lt;プロジェクト研究課題実施数&gt;          アウトプット指標に定めた研究課題（13課題）は以下のとおりである。          1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究          (1) 建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究          (2) トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究          (3) 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究          (4) 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発          (5) 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究          2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究          (1) 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究          3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究          (1) 高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究          (2) 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究          (3) 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究          (4) 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究          4 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究          (1) 化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究          (2) 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定信頼性の向上に関する研究          (3) 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究</p> <p>(6) 日本バイオアッセイ研究センターの運営          ・国が指定した化学物質について、発がん性試験等を実施していたが、一部の試験について、標準操作手順書から逸脱していたことが明らかになった事案に伴い、厚生労働省から発がん性試験等の中止が令和2年度末に指示されているため。          ・国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、厚生労働省と協議の上対応する必要があるため。</p> <p>(7) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費          公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する必要があるため。</p>
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>—</p>
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>(1)～(7)第4期中期目標を達成するため、引き続き実施する。</p>

事業名	労災疾病臨床研究事業費補助金事業						事業番号 (令和4年度)	7	
							事業番号 (令和3年度)	7	
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	疾病調査研究 補助金係	
実施主体	個人、民間団体等								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究 ②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 ③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究 について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。 上記研究の成果は、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	研究を行う研究者個人、民間団体等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。							
	実施 体制	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。							
30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年度 予算額 (千円)	1,111,605	令和2年度 予算額 (千円)	1,114,310	令和3年度 予算額 (千円)	1,049,762	令和4年度 予算額 (千円)	954,763
30年度決算額 (千円)	1,107,088	令和元年度 決算額 (千円)	1,099,280	令和2年度 決算額 (千円)	1,074,370	令和3年度 決算額 (千円)	1,027,619	令和4年度 雇用助定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	99.7	令和元年度 予算執行率 (%)	98.9	令和2年度 予算執行率(%)	96.4	令和3年度 予算執行率 (%)	98.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:91% (35課題中7点未満3課題)		
	アウトプット 指標	公募課題1件当たりの平均応募を1.5件以上とする。				アウトプット 指標 【×】	公募課題1件当たりの平均応募数:1.25件 (公募課題4件、応募数5件)		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	昨年度、周知を行う対象を医学部が設置されている80の大学に拡大し、関係する9つの団体に対して郵送により公募を案内した。また、厚生労働省ホームページだけでなく、内閣府のホームページで公開されている競争的資金プラットフォームの活用や、厚生労働省アカウントにより各種SNSにおいても発信し、広く周知を行ったところであるが、目標未達成となった。目標未達成の理由として、本事業は、現時点での労災疾病にかかると行政課題に即応した特定分野の研究テーマを掲げて募集をしているが、当該テーマを研究している研究者が国内に少なく、結果として、公募数が少なくなったことが理由として挙げられる。 公募案内については上記の取組みに加え、さらに、労働衛生に関連する学会への周知を強化する一方で、国内の労災を受けた労働者の職場復帰や労災認定の迅速化・適正化等に寄与する研究に補助し、もって、労働者の福祉の促進を図ることを目的とする本事業の趣旨を踏まえれば、単に行政ニーズに即応した、限られた研究テーマのみならず、将来の労災疾病分野の研究者の育成の観点等も視野にいれつつ、事業目的に応じたその他の研究についても、広く支援することが適当であると考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	評価委員会において一定の評価を得た研究計画の実施及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施、並びに、行政ニーズに即応した研究テーマのみならず、将来の労災疾病分野の研究者の育成の観点等も視野により幅広い学術分野の研究テーマも設定し、広く研究者を募ることとする。 また、事業運営の適正化を図る一方で、適切な予算規模への見直しについても併せて行ってまいりたい。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	公募にて採択された課題であって、申請時に研究事業予定期間が令和4年度終了予定の課題のうち、各年度の中間・事後評価委員会の評価を経て、研究事業予定期間どおり研究を終えた研究課題の割合が80%以上であること。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、継続すべき課題の目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。 アウトプット指標については、本補助金が研究の成果により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、研究事業予定期間どおり研究を行うことを目標とした。								
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	Ⅲ 主要事項 <第5 労働環境の整備、生産性向上の推進> 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (1)職場における感染防止対策等の推進 Ⅳ 主要事項(復旧・復興関連) <第2 原子力災害からの復興への支援> (2)東京電力福島第一原発作業員への対応								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	アウトプット指標では、目標を達成できていないものの、アウトカム指標では、目標を達成していることから、研究内容について想定する成果が得られているものと思料され、引き続き、研究内容及び競争性の向上を図りたい。								



事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費							事業番号 (令和4年度)	8
								事業番号 (令和3年度)	8
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされたものであり、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものである。また、CO特措法上も同法の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの : 最高限度額 171,650円 最低保障額 75,290円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの : 最高限度額 128,760円 最低保障額 56,490円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの : 最高限度額 85,780円 最低保障額 37,600円 (※いずれも令和4年度の月額)							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
30年度予算額 (千円)	6,569	令和元年度 予算額 (千円)	7,624	令和2年度 予算額 (千円)	7,619	令和3年度 予算額 (千円)	6,397	令和4年度 予算額 (千円)	5,768
30年度決算額 (千円)	5,405	令和元年度 決算額 (千円)	5,639	令和2年度 決算額 (千円)	5,243	令和3年度 決算額 (千円)	5,001	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	82.3%	令和元年度 予算執行率 (%)	74.0%	令和2年度 予算執行率(%)	68.8%	令和3年度 予算執行率(%)	78.2%	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:125件、1か月以内に決定した件数:125件)		
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を要綱に基づいて適正に処理することを目標とした。								
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。								

事業名	労災就学等援護経費						事業番号 (令和4年度)	9	
							事業番号 (令和3年度)	9	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	企画法令係	
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進する労災就労保育援護費からなり、それぞれ被災労働者及びその遺族の援護を図るといふ、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるもの。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費及び労災就労保育援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額14,000円 ②中学生……在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあつては15,000円) ③高校生……在学者1人につき月額17,000円(通信制課程に在学する者にあつては14,000円) ④大学生等……在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあつては30,000円) ⑤保育を要する児童…要保育児1人につき月額13,000円 (※いずれも令和4年度の月額)							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
30年度予算額 (千円)	2,792,390	令和元年度 予算額 (千円)	2,739,252	令和2年度 予算額 (千円)	2,655,536	令和3年度 予算額 (千円)	2,531,604	令和4年度 予算額 (千円)	2,425,716
30年度決算額 (千円)	2,511,127	令和元年度 決算額 (千円)	2,471,268	令和2年度 決算額 (千円)	2,322,397	令和3年度 決算額 (千円)	2,231,510	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	89.9%	令和元年度 予算執行率 (%)	90.2%	令和2年度 予算執行率(%)	87.5%	令和3年度 予算執行率(%)	88.1%		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	申請件数646件中、申請から支給決定までに要する期間が1か月以内であった割合が82.8%(535件)であった。		
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	労災就学等援護費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 また、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。								
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。								

事業名	労災ケアサポート事業経費						事業番号 (令和4年度)	10	
							事業番号 (令和3年度)	10	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉 第一係	
実施主体	(一財)労災サポートセンター								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。 本事業は労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。 このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援 ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談 ③労災重度被災労働者傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成 ※全国を7ブロックに分割して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)							
	実施 体制	(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施							
30年度予算額 (千円)	448,500	令和元年度 予算額 (千円)	456,805	令和2年度 予算額 (千円)	490,883	令和3年度 予算額 (千円)	461,450	令和4年度 予算額 (千円)	461,451
30年度決算額 (千円)	448,500	令和元年度 決算額 (千円)	456,805	令和2年度 決算額 (千円)	460,215	令和3年度 決算額 (千円)	460,215	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	93.8	令和3年度 予算執行率(%)	99.8	一般会計予算額 0 (千円)	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	有用であった旨の評価:94.3% ※7,315(有用の評価)/7,760(総回答数)		
	アウトプット 指標	労災重度被災労働者に対して、訪問支援(オンラインを含む)を年間11,100件以上実施する。				アウトプット 指標 【○】	訪問支援の件数:11,220件 ※達成率:101%		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	労災ケアサポーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度事業概要と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	労災重度被災労働者に対して、訪問支援(オンラインを含む)を年間11,100件以上実施する。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和3年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については、令和4年4月支払期で65歳未満労災重度被災労働者は9,103人であるものの、少なくとも1人年1回以上の訪問支援を実施することを目標として、令和3年度と同じ11,100件と設定した。								
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	令和元年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、当該契約の最終年度となるため、次期調達については実績を踏まえ、適切な要求を行う。								

事業名	休業補償特別援護経費						事業番号 (令和4年度)	11		
							事業番号 (令和3年度)	11		
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	業務係		
実施主体	都道府県労働局									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾患に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。最初の3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。								
	実施体制	被災労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。								
30年度予算額 (千円)	1,682	令和元年度 予算額 (千円)	1,555	令和2年度 予算額 (千円)	1,423	令和3年度 予算額 (千円)	1,236	令和4年度 予算額 (千円)	1,261	
30年度決算額 (千円)	1,206	令和元年度 決算額 (千円)	1,156	令和2年度 決算額 (千円)	1,294	令和3年度 決算額 (千円)	544	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
30年度 予算執行率 (%)	71.7%	令和元年度 予算執行率 (%)	74.3%	令和2年度 予算執行率(%)	90.9%	令和3年度 予算執行率(%)	44.0%			
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
3 年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	96.0% (申請件数:25件、1か月以内に決定した件数:24件) 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。			
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	-									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様									
令和4年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)									
令和4年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。									
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	休業補償特別援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。									
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	-									
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。									

事業名	長期家族介護者に対する援護経費							事業番号 (令和4年度)	12
								事業番号 (令和3年度)	12
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。 本事業は、要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。							
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
30年度予算額 (千円)	37,000	令和元年度 予算額 (千円)	34,000	令和2年度 予算額 (千円)	46,000	令和3年度 予算額 (千円)	38,000	令和4年度 予算額 (千円)	41,000
30年度決算額 (千円)	22,000	令和元年度 決算額 (千円)	31,000	令和2年度 決算額 (千円)	36,000	令和3年度 決算額 (千円)	44,000	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)	
30年度 予算執行率 (%)	59.5%	令和元年度 予算執行率 (%)	91.2%	令和2年度 予算執行率(%)	78.3%	令和3年度 予算執行率(%)	115.8%	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	受給者からアンケートを取った結果、回答を得たアンケートのうち、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価は92.8%であった。		
	アウトプット 指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和3年度の支給件数を30件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	令和3年度の支給件数は45件であった。 うち7件は、申請から支給決定までに要した期間が1ヶ月を超えていたが、事前に申請者にその旨を連絡していた。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和4年度の支給件数を32件以上とする。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、長期家族介護者援護金は、遺族から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないことから、事業のあり方を含めた検討のため受給者に対してアンケートを実施し、当該アンケートにおける役に立った旨の回答を80%以上とするよう目標を設定した。 アウトプット指標については、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。なお、支給件数については、過去5年間の平均値を目標とした。								
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き厳正かつ迅速な処理を行い実施していきたい。								

事業名	労災特別介護施設運営費・設置経費 ((1)労災特別介護支援事業経費、(2)労災特別介護施設設置費)						事業番号 (令和4年度)	13	
							事業番号 (令和3年度)	13	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉 第一係	
実施主体	(一財)法人労災サポートセンター、厚生労働本省、国土交通省、都道府県労働局								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)はその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難となっている。また、労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。</p> <p>こうした介護を巡る環境等を十分に踏まえ、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>(2)労災特別介護施設は、平成4年より順次開所され、現在全国8カ所に設置されているが、開所以来、新しい施設で21年、古い施設で30年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設管理者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。</p> <p>両事業はともに労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	(1)在宅での介護が困難な全国の労災重度被災労働者及びその家族 (2)国が全国8カ所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設							
	事務・事業の スキーム (決定スキーム を含む)	(1)労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設(労災特別介護施設)において、専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。 (2)施設の特別修繕を行う。							
	実施 体制	(1)(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施。 (2)原則として国土交通省に支出委任。ただし、直接実施する場合については厚生労働省(都道府県労働局)において実施する。							
30年度予算額 (千円)	2,480,284	令和元年度 予算額 (千円)	2,475,719	令和2年度 予算額 (千円)	2,300,379	令和3年度 予算額 (千円)	2,185,739	令和4年度 予算額 (千円)	2,161,540
30年度決算額 (千円)	1,932,205	令和元年度 決算額 (千円)	1,925,192	令和2年度 決算額 (千円)	1,722,884	令和3年度 決算額 (千円)	1,708,850	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	98.8	令和3年度 予算執行率(%)	100.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	有用であった旨の評価:94% ※11,697(有用の評価)/12,449(総回答数)		
	アウトプット 指標	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。				アウトプット 指標 【×】	年平均入居率:83.1% ※635名(年平均入居者数)/764名(入居者定員)		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>アウトカム指標については、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため目標を達成することができた。</p> <p>アウトプット指標については、委託先と令和2年度～令和4年度の3カ年契約を結ぶにあたり、入居率が特に低かった北海道施設(令和元年度68.4%)及び愛媛施設(令和元年度71.4%)について、入居定員数を98名→88名に見直しを行ったほか、令和3年度の全8施設の新規入居者数(60名)を、前年度よりも1名増加させるなどしたが、年平均入居率が83.1%となり、目標未達成となった。</p> <p>目標未達成となった原因としては、死亡や長期入院等による退去者数が新規入居者数を上回ったこと(退去者61名、入居者60名)、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を受け、入居希望者から入居の延期又は入居のための面接調査等の延期の要望があったこと(令和4年3月末時点の早期入居希望者のうち4名が延期を要望)や、短期滞在型介護サービスの利用者が減少したこと(令和2年度利用者23名→令和3年度利用者7名)等があると思われる。</p> <p>また、今後、入居率を向上させていく上で、施設によって入居希望者数に差があることが課題になると考えられる。令和3年度、入居率が90%を超えている千葉施設については、早期入居を希望する者が、毎月平均で16.6名いたが、入居率が80%を下回った広島施設及び愛媛施設については、毎月平均でそれぞれ2.3名、0.8名にとどまった。これは、入居対象となる労災重度被災労働者数の偏在によるものと思われる。仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、広島施設の所在地である中国ブロックには全労災重度被災労働者(21,501名(令和4年4月支払期時点))の7.8%(1,677名)、愛媛施設の所在地である四国ブロックには4.8%(1,038名)が居住している状況となっており、平均値の12.5%(2,688名)を大幅に下回っている。このように労災重度被災労働者数の地域毎の偏在があることから、先述のとおり令和2年度より北海道施設及び愛媛施設の定員の見直しを行ったものの、他施設においては一律の設定であることも目標未達成の一因であると思われる。</p>								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握を行うとともに以下の取組を行った。</p> <p>全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。</p> <p>委託先の取組として、都道府県労働局及び市町村等の行政機関へ協力依頼などのこれまでの取り組みのほか、令和3年度から新たな取り組みとして、都道府県にある医療ソーシャルワーカー協会に対し、施設の紹介及び協会会員に対する施設の周知広報、医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関に対して労災重度被災労働者が退院する際に施設を紹介してもらうよう依頼を行った。その結果6名の入居に繋がりが、取組の効果が上がっているものと思料されるため、引き続きこれらの取組を行っていく。</p> <p>前項で記載した、施設ごとに入居希望者数に差があるという課題については、事業の次期調達(令和5年度)にあたり、過去の実績値や施設所在地周辺の都道府県の労災重度被災労働者数等を参考に入居者数の実態に応じた入居定員数に変更することを検討することや、早期入居希望者のうち、希望施設での空き部屋がない場合、ほかの施設への入居を勧める等により、対応していきたいと考えている。</p> <p>また、入居率向上させるための取り組みとして、入居の端緒となりうる短期滞在型サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を引き続き行っていく。</p> <p>そのほか、入居希望者との面接調査を実施する場合、従前通り対面により実施していくこととするが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、必要によりオンラインによる面接調査も引き続き実施する。</p> <p>また、事業運営の適正化を図る一方で、予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。</p>	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和4年度事業概要	令和3年度事業概要と同様	
令和4年度目標(アウトカム指標)	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	
令和4年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	
令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和3年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。</p> <p>アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数いること、また、国有財産の有効活用の観点から、令和3年度と同じ、入居率を年平均90%以上と設定した。</p>	
令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係	-	
令和5年度要求に向けた事業の方向性	令和元年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、当該契約の最終年度となるため、次期の調達については実績を踏まえ、適切な要求を行う。	

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費						事業番号 (令和4年度)	14	
							事業番号 (令和3年度)	14	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	福祉係	
実施主体	(公財)労災保険情報センター(令和2年度交付先)								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災保険指定医療機関制度の維持、拡充を図ることを目的に、労災認定が行われるまでの間、労災保険指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災保険指定医療機関を確保・維持するためのもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	労災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所)							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	労災保険指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。							
	実施 体制	(公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結している労災保険指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。							
30年度予算額 (千円)	3,578,536	令和元年度 予算額 (千円)	3,054,044	令和2年度 予算額 (千円)	2,993,718	令和3年度 予算額 (千円)	2,695,553	令和4年度 予算額 (千円)	2,576,084
30年度決算額 (千円)	3,578,536	令和元年度 決算額 (千円)	3,054,044	令和2年度 決算額 (千円)	2,993,718	令和3年度 決算額 (千円)	2,695,553	令和4年度 予算額 雇用動定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0	令和3年度 予算執行率 (%)	100.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	労災指定医療機関を前年より300件以上増加させる。(令和3年3月31日現在44,186機関)			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	労災保険指定医療機関数を前年より343件増加させた。(令和4年3月31日現在44,529機関)		
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウトプット 指標 【○】	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	【アウトカム指標】労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。 【アウトプット指標】適切な事務処理が行われたため、貸付請求相当額が請求月末に100%支払われた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	労災指定医療機関を前年より300件以上増加させる。(令和4年3月31日現在44,529機関)								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。 また、医療機関に経済的負担をかけることなく療養の給付を行えるように、毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行うことを目標とした。								
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	-								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。								



事業名		過労死等防止対策推進経費				事業番号 (令和4年度)	15	事業番号 (令和3年度)	15
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	過労死等防止 対策推進室		
実施主体		民間団体							
事業 / 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>・「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)等を実施することにより労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>・さらに、同大綱において「過労死で親を亡くした遺族(児)の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされている。同大綱に基づき、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施することにより被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業主、労働者、過労死で親を亡くした遺族(児)、その他国民							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、</p> <p>①過労死等に関する調査研究、</p> <p>②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、</p> <p>③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて開催)</p> <p>④過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。</p>							
	実施 体制	民間団体に委託して実施							
30年度予算額 (千円)	270,331	令和元年度 予算額 (千円)	256,587	令和2年度 予算額 (千円)	278,697	令和3年度 予算額 (千円)	197,042	令和4年度 予算額 (千円)	211,094
30年度決算額 (千円)	229,767	令和元年度 決算額 (千円)	206,541	令和2年度 決算額 (千円)	232,997	令和3年度 決算額 (千円)	187,671	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
30年度 予算執行率 (%)	85.0	令和元年度 予算執行率 (%)	80.5	令和2年度 予算執行率(%)	83.6	令和3年度 予算執行率(%)	95.4	一般会計予算額 0 (千円)	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し		令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し					
3 年度 目標	アウトカム 指標	(1) 過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2) 過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。		3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】		(1) 過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価:100% (2) 過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合:95.4%		
	アウトプット 指標	(1) 過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2) 過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計1,280人以上とする。			アウトプット 指標 【○】		(1) 過労死遺児交流会のイベント実施実績:3種類(子ども向け参加型イベント、グループトークなど保護者向けプログラム、個別相談会) (2) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績:全国48箇所で開催、参加者4,423人		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題		<p>(1) 過労死遺児交流会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮するとともに、参加予定者の日程調整のしやすい時期に開催することを早めに確定し、周知したこと、また、プログラムについても、遺児の参加型イベントのほか、参加者が抱える悩みを分かち合うためパネルディスカッション形式のグループトーク、参加者の個別の悩みに応える個別相談会をそれぞれ企画した結果、目標を達成できた。</p> <p>(2) 過労死等防止対策推進シンポジウムについては、開催に係る周知広報と併せて国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター、パンフレット及び広報用動画の作成等)を実施し、目標を達成できた。</p>							
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		<p>(1) 過労死遺児交流会については、引き続き、事業における前年度までのアンケート結果等を参考に、開催時期やプログラム内容の充実を図る。</p> <p>(2) 過労死等防止対策推進シンポジウムについては、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、企業における労務管理や労働者自身の働き方の参考となるようなプログラムの充実を図るとともに、都道府県労働局も各都道府県におけるプログラムの企画立案段階に関与するほか、積極的に関係団体等に働きかけを行い、より多くの参加者の確保に努める。また、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター及びパンフレット等の作成等)を効果的に実施する。</p>							
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

令和4年度 事業概要	令和3年度と同様
令和4年度目標 (アウトカム指標)	(1) 過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2) 過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。
令和4年度目標 (アウトプット指標)	(1) 過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2) 過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計4,062人以上とする。
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>・アウトカム指標について、(1) 過労死遺児交流会については、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図る等のための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を目標に設定した。(2) 過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合とし、引き続き、85%以上とした。</p> <p>・アウトプット指標について、(1) 過労死遺児交流会については、アウトカム指標を達成するため、引き続き、参加型のプログラムや相談会の数を指標に設定した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等も考慮し、オンライン開催となった場合におけるプログラムについても検討しておく。(2) 過労死等防止対策推進シンポジウムについては、会場ごとに都市の規模等から参加者数を見込み、合計したものを指標としているが、過去2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、参加者のソーシャルディスタンスを確保した場合に、当初想定していた目標値(5,120人)の4分の1程度(1,280人以上)に変更した経緯があり、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況は不透明であるため、過去2年度の実績を踏まえ、同2年間の平均値(3,701人(R2), 4,423人(R3))である「4,062人」と設定した。</p>
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	—
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求

事業名	安全衛生啓発指導等経費		事業番号 (令和4年度)	16		事業番号 (令和3年度)	16		
			担当係	業務班 管理係 計画班 業務第一係					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)②及び③のみ富士通(株)								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)① 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>② 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。</p> <p>また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。</p> <p>そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。</p> <p>無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>③ 事業者が、自主的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報を提供し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等を情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備することにより、労働災害の防止を図る。</p> <p>事業場の自主的な安全衛生対策の促進により労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(2) アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(3) 安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、修繕等を行う必要がある。また、当該施設は、労働安全衛生法第63条に基づき、労働災害の防止を目的として、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであることから、これら施設の修繕は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業で行う必要がある</p>							
	対象 (誰／何を 対象に)	民間企業等							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。</p> <p>②登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。</p> <p>③中小企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や創意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要不可欠な災害事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通じて提供する。</p> <p>併せてプロジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。労働安全衛生法に基づく各種届出について、形式審査機能を持つ帳票の公開等を行う。</p> <p>(2) 有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。</p> <p>(3) 国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等をしているものである。</p>							
実施 体制	<p>(1)①及び(2)厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施</p> <p>(1)②及び③ 富士通(株)</p> <p>(3) 支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。</p>								
30年度予算額 (千円)	1,172,554	令和元年度 予算額 (千円)	1,765,531	令和2年度 予算額 (千円)	1,379,417	令和3年度 予算額 (千円)	1,013,438	令和4年度 予算額 (千円)	1,231,356
30年度決算額 (千円)	155,753	令和元年度 決算額 (千円)	192,522	令和2年度 決算額 (千円)	207,614	令和3年度 決算額 (千円)	406,683	令和4年度 雇用勘定予算額	0(千円)
30年度 予算執行率 (%)	90.3	令和元年度 予算執行率 (%)	109.5	令和2年度 予算執行率(%)	96.5	令和3年度 予算執行率(%)	92.9	一般会計予算額	0(千円)
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

3 年度 目標	<p>アウトカム 指標</p> <p>①技能講習の帳票データの受付数を166万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>&lt;安全衛生教育の支援事業&gt; 教材(テキスト、ビデオ)の案を公開し、閲覧者から有益度80%を得る。</p>	3 年度 実績	<p>アウトカム 指標 【①×②〇 &lt;安全衛生教育の支援事業&gt; &gt;〇】</p>	<p>①帳票データを161万件受付した。 ②事業者等から有用であった旨の評価が83.8%であった。</p> <p>&lt;安全衛生教育の支援事業&gt; 教材及び動画の内容の理解度、分量、見やすさ(文字の大きさ、レイアウト、イラスト)等を含む総合的な満足度として、それぞれ建設設計について94.7%、機械設計について94.7%の評価を得た。</p>
	<p>アウトプット 指標</p> <p>①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を4,700万件(平成30年度～令和2年度平均:約4,692万)以上確保する。</p> <p>&lt;安全衛生教育の支援事業&gt; ①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の教材案を作成する。 ②作成した教材(テキスト・ビデオ)の案を公開し、閲覧者から意見を募る。</p>		<p>アウトプット 指標 【①〇②〇③〇 ④× &lt;安全衛生教育の支援事業&gt; &gt;①〇②〇】</p>	<p>①帳票引き受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。 ②労働災害事例(10事例)や外国人向け視聴覚教材(265本)を中心に、70以上の新規コンテンツをホームページに掲載した。 ③機械災害・死亡災害・死傷災害のデータベースを計35,000件掲載した。 ④ホームページのアクセス数:40,666,889件</p> <p>&lt;安全衛生教育の支援事業&gt; ①設計・施工管理技術者向け教育教材(機械設計編・建設設計編)をそれぞれ作成し、厚生労働省ホームページ及び同省動画チャンネルに掲載済 ②令和3年12月に教材案及びその動画案を公開した。また、期間内にいただいた改善点を教材に反映した。</p>
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>適切な進捗管理を行ったものについては目標を達成した。技能講習の帳票データの受付数について、帳票データは登録学習機関からの任意提供のため、受動的な動きとなっていたことから目標を未達成となった(帳票データの受付数が目標に達しなかった要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べ、技能実習の受講者数が減少し技能講習の帳票データの母数自体が減少したことが挙げられると考えられる)。ホームページのアクセス件数について、目標件数に達しなかった要因としてホームページの周知等が十分ではなかったことが挙げられる。なお、令和元年度及び2年度のうち特定の期間(令和2年1～7月)に、海外からツールを用いて行われたと考えられるアクセスが集中したこと等の外的要因の影響でホームページのアクセス件数が極端に多くなった。(参考:平成30年度目標2200万件、実績3963万件→令和元年度目標3500万件、実績6987万件→令和2年度目標3850万件、実績8433万件)令和3年度の目標は、当該海外からのツールを用いて行われたと考えられるアクセス件数も含めて算出しているため、高い目標設定となっている。なお、令和3年度はこのような影響がなく、アクセス数が以前の水準に戻っており、平成30年度の実績は上回っている。</p>			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>技能講習の帳票データの受付数について、帳票データの提供依頼を登録学習機関に行うにあたって、積極的な周知を行う。ホームページのアクセス件数について、各種広報媒体へのホームページのリンク掲載やSNSを活用してホームページの周知を行う等あらゆる機会を捉えて広報する。なお、ホームページへの不審なアクセスを確認した場合には、当該IPアドレスを遮断する等の措置を講じ、ホームページの保護及び適切な管理を行うことで、ホームページの運用状態を正確に把握できる状態を維持する。また、事業運営の適正化を図る一方で、予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。</p>			
評価	C	未達成要因を分析の上、事業の見直しが必要		
令和4年度事業概要	令和3年度と同様			
令和4年度目標(アウトカム指標)	<p>①技能講習の帳票データの受付数を166万件以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。 &lt;安全衛生教育の支援事業&gt; 教材(テキスト、ビデオ)を大学の講義にて用い、資料閲覧者より有益度80%以上を得る。</p>			
令和4年度目標(アウトプット指標)	<p>①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例等を合計10件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を4,300万件以上確保する。 &lt;安全衛生教育の支援事業&gt; ①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の内容理解の促進、実践的な知識を定着するための演習用教材を作成する。 ②上記演習用教材および昨年度作成した教育資料を改善した教材により、若手技術者向けのオンライン講習を開催する。</p>			
令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>技能講習の帳票データの引き渡しについて、過去5年間の帳簿データの受付数の実績に基づき算定し、令和3年を上回る数字となったため、令和3年度に未達成となった目標値を据え置くこととして上記アウトカム指標①及びアウトプット指標①を設定した。アウトカム指標②については、国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するために設定した。アウトプット指標②及び③については、ホームページの災害事例や安全衛生教育用教材や労働災害データベースなどのコンテンツが充実すればするほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。アウトプット指標④については、ホームページのアクセス件数について、本事業の評価を正確に行えるよう、明らかにホームページのコンテンツ利用が目的ではない不審なアクセスにより増加した件数を除いた過去5年の平均アクセス件数を目標として設定した。</p>			
令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係	<p>Ⅲ主要事項 第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p>			
令和5年度要求に向けた事業の方向性	<p>技能講習修了証の発行業務及び「見える」安全活動コンクールについては今後も継続して事業を実施することとしたい。帳簿の受付数を増加させるため、登録学習機関への周知を徹底し、「見える」安全活動コンクールについては月別に見ても全体の約1割のアクセス数を維持しているため、さらにアクセス数が増加するようホームページの見やすさの観点などで修正を行う。また、「職場のあんぜんサイト」事業は令和4年度限りの事業とし、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に本事業の運営を移管し、災害情報の一元的な管理及び分析を行うことで、効率的な情報発信を図る。また、コンテンツの更新頻度を高め、情報を充実させることでアクセス数の増加及び事業者等からの有用であった旨の評価割合の増加を図る。なお、継続に当たっては、令和3年度及び令和4年度において把握した課題の改善に取り組みつつ、事業を継続するよう必要な調整を行う。</p>			

事業名	職業病予防対策の推進						事業番号 (令和4年度)	17	
							事業番号 (令和3年度)	17	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	電離放射線労働者健康対策室、労働衛生課有害対策環境指導係	
実施主体	厚生労働省本省、日本電気(株)、(一財)日本原子力文化財団、(公財)原子力安全技術センター、テクノビル(株)等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。</p> <p>(2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。</p> <p>(3)東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。</p> <p>(4)眼の水晶体の被ばく線量が比較的高い医療分野における被ばく低減・放射線管理を支援するため。</p> <p>以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者、医療従事者等に係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。</p> <p>(5)また、熱中症等職場環境に起因する職業性疾患の減少を図り、労働者の健康を確保することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。</p>							
	対象 (誰／何を対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員、事業者及び事業場の衛生管理担当者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。</li> <li>・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。</li> </ul> <p>(2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。</p> <p>(3)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。</p> <p>(4)眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MS」という。))の導入を支援する。</p> <p>(5)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。</p>							
実施体制	民間事業者等に委託して実施。								
30年度予算額 (千円)	428,738	令和元年度 予算額 (千円)	572,028	令和2年度 予算額 (千円)	588,131	令和3年度 予算額 (千円)	539,268	令和4年度 予算額 (千円)	472,426
30年度決算額 (千円)	151,683	令和元年度 決算額 (千円)	147,010	令和2年度 決算額 (千円)	512,476	令和3年度 決算額 (千円)	382,594	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	76.6	令和元年度 予算執行率 (%)	77.5	令和2年度 予算執行率(%)	87.1	令和3年度 予算執行率(%)	67.2	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	<p>①東京電力による「福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)」報告のうち、「第2四半期(7～9月)」に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果の「要精密検査」判定者への対応状況において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、「指導後も未受診」の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p> <p>③熱中症予防対策動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。</p> <p>④MS導入支援を受けた事業場の中から、20事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。</p>			3 年度 実績	アウトカム 指標 【①〇、②〇、 ③〇、④×】	<p>①『指導後も未受診』の割合は5%(11人/223人)であった。</p> <p>②アンケートを実施した結果、参加者の97%から、「理解できた」旨の回答が得られた。</p> <p>③熱中症予防対策動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上でとても有用または有益であった旨の評価を93.6%得られた。</p> <p>④11事業場の事例を好事例として選定し、本事業に参加した約250の医療機関の事業場間で共有した。</p>		

	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>②廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会等を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>③令和3年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p> <p>⑤熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。</p> <p>⑥MS導入支援を実施する事業場を48件以上とする。</p>	<p>アウトプット指標 【①○、②×、③○、④○、⑤○、⑥×】</p>	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。</p> <p>②廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間53回、産業保健支援に係る研修会を年間6回を行い、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間27回行った。</p> <p>③令和3年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPへ掲載した。</p> <p>④有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計125人に教育を実施した。</p> <p>⑤熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数は約21万件であった。</p> <p>⑥MS導入支援を19件の事業場に対して行った。</p>
<p>3年度目標を達成（未達成）の理由（原因） ・今後の課題</p>	<p>・アウトプット指標②：廃炉等作業員の健康支援相談窓口については、東電福島第一原子力発電所内の協力企業棟で実施している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、昨年度に実施した全53回についてはそのうち2回はリモートで実施したが、目標の54回は達成できなかった。また、産業保健支援に係る研修会については、労働衛生担当者及び作業員向け2種類の研修会を実施している。このうち、労働衛生担当者の研修会については、令和3年度からリモート形式を導入しているが、企業からの依頼で実施する作業員の方々を対象にした集合形式の研修（出前健康講座）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、依頼が低調であったため、目標の10回は達成できなかった。</p> <p>・アウトプット指標⑥：放射線MS導入支援事業では、放射線MSに関する研修に加え、要望等により医療機関に対して個別の導入支援を行っている。令和3年度は、個別支援を令和2年度よりも早い9月から開始することとしたが、折しも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なってしまったことから、支援の辞退が相次いだり、希望日時が未定の状態の医療機関が相次いだ。このため、個別支援の開始時期をさらに早めたり、実施期間を延長するなどの対応を行ったものの、19件の支援にとどまった。</p> <p>・アウトカム指標④：放射線MS導入支援事業は、医療機関を対象に、医療従事者の職業被ばくの低減等を目的とするマネジメントシステムの導入を支援するものである。新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国的に増加した昨年度においては、本事業の主たる対象となる規模の医療機関は受入れ対応等のため、アウトプット指標⑥において後述するように個別支援の辞退等が相次ぐなど、マネジメントシステムの導入に向けた取組に影響があった機関が少なくなく、好事例を把握する機会も限られた。このため、積極的な取組事例として収集できた17例から、専門家でレビューを行い、参加医療機関で特に共有すべき好事例として選定したものは、11件にとどまった。</p>		
<p>理由（原因）を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題</p>	<p>・アウトプット指標②：健康相談窓口についてはリモート形式で対応可能なものはリモート形式で対応できるようにする。研修会については、ウェブ形式を一層活用していく。</p> <p>・アウトプット資料⑥：令和3年度の参加医療機関から、日程調整や個別支援を受ける側として相当の準備が必要となるため、より手軽に相談できるような支援手法を望む声があった。このことから、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっては、個別支援（件数を削減）を一部代替する手段として、ウェブやSNSを活用した質問・回答の場を充実させる。また、事業についての認知度が十分でなかったと考えられることから、さらに個別具体的に医療機関へアプローチするとともに、関連学会等への協力依頼をさらに行っていく。</p> <p>・アウトカム指標④：研修会や個別支援のタイミング以外にも、SNS等を活用するなど、参加医療機関の取組状況を把握するチャネルを増やすとともに、その取組状況を参加医療機関で共有することで、マネジメントシステム導入の取組を促進する。</p> <p>令和4年度予算については縮小しているところであるが、事業運営の適正化を進めながら、予算規模の見直しについても引き続き行ってまいりたい。</p>		
<p>評価</p>	<p>C</p>	<p>未達成要因を分析の上、事業の見直しが必要</p>	
<p>令和4年度事業概要</p>	<p>令和3年度と同様</p>		
<p>令和4年度目標（アウトカム指標）</p>	<p>①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について（厚労省ガイドラインへの対応状況）』報告のうち、『第2四半期（7～9月）に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点（毎年3月頃）の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p> <p>③熱中症のポータルサイト利用者に対して、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。</p> <p>④MS導入支援を受けた事業場の中から、10事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。</p>		
<p>令和4年度目標（アウトプット指標）</p>	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>②廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会等を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>③令和4年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p> <p>⑤熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。</p> <p>⑥MS導入支援を実施する事業場を30件以上とする。</p>		

<p>令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p>	<p>&lt;アウトカム指標&gt; ①、②:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和3年度と同様の目標を設定した。 ③:熱中症に関するポータルサイトについて、閲覧者にとって労働災害防止につながる有用なものとするのが重要であるため、上記の目標を設定した。 ④:MS導入支援を受けた医療機関の取組で事業効果を評価することとし、その水準については前年度の実績及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題改善すべき事項」の欄に記載した事項を踏まえ、令和3年度の数値目標を令和3年度及び令和4年度の実績により達成できるよう設定した。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt; ①、③:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和3年度と同様の目標を設定した。 ②:前年度の実績及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題」に記載した事項を踏まえて設定した。 ④:施工計画作成者等に係る教育の受講者数で事業の実施量を評価することとし、その水準については前年度の実績を踏まえ設定した。 ⑤:職場における熱中症対策の推進に当たっては広い分野を対象として多くの者がポータルサイトを閲覧し、その成果を事業場で活用することが重要であるため、上記の目標を設定した。 ⑥:前年度に引き続き、MS導入支援(個別支援)を実施する事業場の件数で事業の実施量を評価することとするが、その水準については前年度の実績を踏まえ、令和3年度の数値目標を令和3年度及び令和4年度の実績により達成できるよう、また、「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題」の欄に記載したように、新型コロナウイルス感染症の影響下にあつては、個別支援を有力な手法としつつも、その一部代替する手段として、ウェブやSNSを活用した質問・回答の場を充実させることを考慮して設定した。</p>
<p>令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係</p>	<p>IV 主要事項(復旧・復興関連) 第2 原子力災害からの復興への支援 (2)東京電力福島第一原発作業員への対応</p>
<p>令和5年度要求に 向けた事業の 方向性</p>	<p>廃炉等作業員の健康支援事業:昨年度(令和3年度)の実績等を踏まえ、相談事業へのアクセスの改善及び周知の拡充を図り、引き続き事業を適切に実施する。 放射線MS導入支援事業:新型コロナウイルス感染症の流行下での医療機関を対象にした事業であるという事情もあったが、昨年度(令和3年度)の実績及び課題等を踏まえ、MS事業参加医療機関の厚生労働省サイトへの掲載等医療機関の参加の動機付けをするとともに、医療機関の自主点検の結果も踏まえ効果が高いと考えられる医療機関群に参加を促すとともに、支援内容も効果が見えやすいものとなるようこれまでの事業内容を見直すこととする。</p>

事業名	じん肺等対策事業		事業番号 (令和4年度)	18		事業番号 (令和3年度)	18		
	事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	産業保健支援 室産業保健 係、環境改善 室	
実施主体	厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。 ③個人サンプラー(作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニボンブなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。 ④石綿含有建築物に係る計画届等の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。 本事業は法に基づく健康診断や、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能の確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。							
	対象 (誰/何を 対象に)	①健康管理手帳所持者 ②市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR) ③個人サンプラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等 ④労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。 ③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。 ④石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。							
	実施 体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②(公社)産業安全技術協会に委託して実施。 ③行政検討会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会で実施。 ④都道府県労働局に、石綿障害防止総合相談員、監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。 これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。							
30年度予算額 (千円)	1,924,561	令和元年度 予算額 (千円)	2,279,941	令和2年度 予算額 (千円)	2,664,809	令和3年度 予算額 (千円)	2,894,454	令和4年度 予算額 (千円)	2,525,723
30年度決算額 (千円)	1,207,408	令和元年度 決算額 (千円)	1,299,456	令和2年度 決算額 (千円)	1,824,000	令和3年度 決算額 (千円)	2,564,260	令和4年度 雇用動定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	87.6	令和元年度 予算執行率 (%)	88.3	令和2年度 予算執行率(%)	77.6	令和3年度 予算執行率(%)	84.0	一般会計予算額 0(千円)	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。		3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。 ②買取試験を行った呼吸用保護具について全て規格を満たしていた。なお、性能上の不適合型式が1件、表示等不備型式が1件あり、評価委員会に詳細の報告を実施し、これらについても指導した。			
	アウトプット 指標	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和3年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。			アウトプット 指標 【○】	令和3年度買取対象となる防じんマスク及び防毒マスクについて100%買取試験を実施した。			
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。 呼吸用保護具については、買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導等の対応を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施する。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						



令和4年度 事業概要	令和3年度と同様
令和4年度目標 (アウトカム指標)	①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。
令和4年度目標 (アウトプット指標)	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和4年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 また、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取試験の対象となるように型式を選定する。
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	Ⅲ主要事項 第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。 ④については、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日公布)に基づく改正後の石綿障害予防規則の適切な周知及び履行確保に向け、指導等の充実を図る。

事業名	職場における受動喫煙対策事業						事業番号 (令和4年度)	19	
							事業番号 (令和3年度)	19	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	有害作業環境 指導係	
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、民間団体								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業場							
	事業・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 (3)補助金 中小企業事業者(既存特定飲食提供施設を営む者に限る。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。							
	実施 体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会に委託して実施した。							
30年度予算額 (千円)	3,077,012	令和元年度 予算額 (千円)	3,117,719	令和2年度 予算額 (千円)	1,066,551	令和3年度 予算額 (千円)	438,400	令和4年度 予算額 (千円)	433,982
30年度決算額 (千円)	471,531	令和元年度 決算額 (千円)	2,048,185	令和2年度 決算額 (千円)	613,136	令和3年度 決算額 (千円)	187,433	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	12.8	令和元年度 予算執行率 (%)	65.7	令和2年度 予算執行率(%)	57.5	令和3年度 予算執行率(%)	42.8		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。			アウトカム 指標 【○】	①実地指導において「役に立った」(満足した)と回答したのは95.6%、 ②説明会に参加して「役に立った」(満足した)と回答したのは92%だった。			
	アウトプット 指標	(1)専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、12.5件/月以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時期についてはこれを満たさなくてもよいこととする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、15.7回/月以上とする。			アウトプット 指標 【×】	(1)専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、2件/月となった。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数は3.3回/月だった。			
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトカム指標:相談支援において実地指導や説明会においては、希望する事業所に対して行っているためニーズに合致し、非常に満足度の高い結果が得られていると考えられる。 アウトプット指標:専門家による実地指導等については、基本的に施設において禁煙が分煙することとなっているため、受動喫煙対策が進み、対応を希望する事業場が減少している。また、新型コロナの影響で実地指導を行うことが困難な時期が長く、その後も対面開催に不安を感じているためである。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	令和4年度についても、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲を健康増進法の経過措置対象に限ることとし、必要性の高い事業者への補助を行う。また、周知については十分にできているため、事業者に対して電話相談、WEB開催を含めた実地指導及び説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促す。さらに、助成金や相談内容については減少傾向ではあるものの、受動喫煙に関しては社会的関心も高く、働き方の変化に伴い労働環境も変わるため、今後も一定の需要が見込まれるため、支援を行う必要がある。 また、事業運営の適正化を図る一方で、事業規模にあわせた予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					
令和4年度 事業概要	職場の受動喫煙対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが労働安全衛生法に規定されている。令和4年度の受動喫煙防止対策に係る助成については、令和3年度に引き続き、健康増進法の既存飲食提供施設を営んでいる中小企業事業者における、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の設置を助成対象とした。また、規制の内容や助成金等の支援制度についてリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っていく。								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	(1)①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。								

令和4年度目標 (アウトプット指標)	(1) 専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、30件/月以上とする。 (2) 補助金の1か月当たりの平均利用件数について、3回/月以上とする。
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、事業場の受動喫煙対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙対策に関する技術的な相談対応について、実際に事業者にも有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。 また、アウトプット指標については、新型コロナの影響で実地指導の需要が縮小し、非対面の電話相談のニーズが高まっているものの、改正健康増進法完全施行による助成対象の縮小、周知活動等の縮小を行うため、それに見合う目標を設定することとした。さらに、それぞれの事業に対する目標を設定した。
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	Ⅲ 主要事項 第3 健康で安全な生活の確保 1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 (1) 健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり ⑨ 受動喫煙対策の推進
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	令和3年度においては、健康増進法の経過措置対象である既存特定飲食提供施設における屋内喫煙室設置に助成対象範囲の見直しを行った。令和4年度の助成金の申請状況を注視しつつ、令和5年度においても、引き続き適正に実施する。

事業名	職場における化学物質管理促進のための総合対策						事業番号 (令和4年度)	20	
							事業番号 (令和3年度)	20	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	化学物質評価室	
実施主体	厚生労働省本省、委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>職場における危険・有害な化学物質による労働災害、労働者の健康障害防止を図るためには、化学物質を取り扱う事業場においてリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施等を含む適正な化学物質管理が実現される必要がある。しかしながら、数万種類存在する化学物質の危険性・有害性が物質によって異なる中、さらに毎年千を超える新規化学物質が導入されている現状に鑑みると、個々の事業場だけの取組には限界があると言わざるを得ない。そこで、</p> <p>(1)①化学物質管理に係るノウハウが不足している業種や中小規模事業場等を支援する体制を整備するとともに、 ②国自ら有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施し、その結果を公表、さらに必要に応じて関連の規制・指針等の内容を最新の知見に応じたものへと改正していくことにより、有害な化学物質に関する情報の不足を補完することが必要である。 (2)また、十分な有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出る制度が整備されているところ、 ③これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、 ④有害性調査機関に対する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保することが必要である。</p> <p>なお、これらの事業は、事業場における化学物質の適正な管理や、有害な化学物質に対する規制、関連情報の整備等を推進することにより、産業現場で使用される化学物質による労働者の健康障害の防止を図るものであり、もって各種補償の給付による支出を抑制することに資するものであるところ、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく安全衛生確保等事業として実施することが必要である。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	<p>①②化学物質を取り扱う事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤特別修繕等が必要な安全衛生施設</p>							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①モデル安全データシートなど化学物質管理支援ツールの作成、職場における化学物質管理に関する相談窓口の設置、専門家による訪問指導等を実施する。 ②労働者の化学物質へのばく露実態の調査、発がん性等に関する情報の収集、文献調査等の結果を総括した化学物質の有害性評価書を作成する等により、リスク評価の取組を推進する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査察を実施する。 ⑤国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、化学物質の有害性調査が継続できるように、修繕等しているものである。</p>							
	実施 体制	<p>①委託先(民間企業等)が実施 ②委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)が実施 ③④厚生労働省本省による直接実施 ⑤支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。</p>							
30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年度 予算額 (千円)	1,192,179	令和2年度 予算額 (千円)	813,322	令和3年度 予算額 (千円)	613,365	令和4年度 予算額 (千円)	312,568
30年度決算額 (千円)	1,107,088	令和元年度 決算額 (千円)	402,578	令和2年度 決算額 (千円)	531,440	令和3年度 決算額 (千円)	293,564	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	99.7	令和元年度 予算執行率 (%)	83.6	令和2年度 予算執行率(%)	93.2	令和3年度 予算執行率(%)	64.7	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年 度 目 標	アウトカム 指標	①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を1,100万件以上にする。 ※安全データシート(SDS)とは、化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書 ②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて健康障害防止措置等が必要とされたものについては、リスク評価書を公表すること等により、措置の徹底を業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。	3 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①は×、 ②③は○】	①モデルラベル及びモデル安全データシート(モデルSDS)へのアクセス数は873万件であった。 ②行政検討会での議論の結果、8物質のリスク評価書を取りまとめ、公表するとともに、業界団体・事業場等に対してリスク低減措置の実施等を広く周知・指導した。 ③令和3年11月25日付け局長通達を发出し、新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有する15物質について、指針に基づく措置内容を示した。				

	<p>アウトプット指標</p> <p>①100物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。  ※GHSとは、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称。国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。  ②リスク評価の対象となっている物質のうち物質のうち7物質程度について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。  ③安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和3年度は既存1機関からの申請が見込まれる)。  ※GLPとは、化学物質の安全性試験に関する優良試験所基準</p>	<p>アウトプット指標【O】</p>	<p>①100物質についてGHS分類を行い、モデルラベル及びモデルSDSの作成を行った。さらに、GHS分類はなされていたもののモデルSDSのなかった6物質について、モデルSDSの作成を行った。  ②令和3年度にリスク評価の対象とした6物質の有害性評価書を作成した。なお、目標設定時点では7物質程度をリスク評価の対象とすることを検討していたが、最終的に6物質を対象と決定し事業を実施したため、実績は6物質となっている。  ③令和3年度中に、有害性調査機関からの安衛法GLP適合確認の申請はなかった。</p>
<p>3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題</p>	<p>モデルラベル・SDSのアクセス数については、令和元年度及び2年度のうち特定の期間(令和2年1~7月)に極端に多くなっているが、当該期間はモデルラベル・SDS掲載先の「職場のあんぜんサイト」全体のアクセス数が増加し、全体に占めるモデルラベル・SDSのアクセス数の割合には変化がなかった。このアクセス数の増加は、海外からのアクセスが集中したこと等の外的要因の影響と考えられ、このような不安定な指標をもとに目標を引き上げたことにより、今回目標未達成となったものである。(参考:平成30年度実績739万件→令和元年度目標739万件、実績1300万件→令和2年度目標1077万件、実績1524万件→令和3年度目標1100万件、実績873万件)  なお、令和3年度はこのような影響がなく、新たにラベル表示・SDS交付の義務対象に追加された物質がなかったことから、アクセス数が以前の水準に戻ったが、平成30年度の実績は上回っている。  その他については、計画的に事業を実施したことで、概ね目標を達成することができた。</p>		
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題</p>	<p>本事業においては、令和4年度以降、モデルラベル・モデルSDSなど化学物質管理支援ツールの作成は行わない(独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金で行う)こととしたので、本事業のアウトカム指標及びアウトプット指標としてモデルラベル・モデルSDSのアクセス数及びGHS分類の物質数は用いないこととし、講習会における満足度及び相談窓口における相談件数を新たな指標とした。  なお、職場における化学物質規制を、「国がリスク評価を行い、特化則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定める」仕組みから「国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する」ことを原則とする仕組みに見直すことに伴い、令和4年度からは事業内容及び予算規模について見直しを行っている。新たな化学物質規制の施行及び定着に向けて、労使双方からは引き続き国の支援の継続の要望があり、事業者のニーズを踏まえてより効果的な事業となるよう、引き続き事業内容及び予算規模の見直しを行ってまいりたい。</p>		
<p>評価</p>	<p>D</p>	<p>未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要</p>	
<p>令和4年度事業概要</p>	<p>新規化学物質が年々増加し、危険有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、①化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、②中小規模事業場等に対する専門家によるリスクアセスメント等の訪問支援、③職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。  また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているところ、④これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、⑤有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会の受講者のうち、受講して「役に立った」とする者の割合を80%以上にする。  ②新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>①ラベル・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口における相談件数を1,500件以上とする。  ②安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和4年度は既存6機関からの申請が見込まれる)。</p>		
<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>アウトカム指標①については、事業内容に対する満足度に直結する指標として、これまでの類似事業における講習会等の実績を踏まえ設定した。アウトプット指標①については、相談窓口における相談件数の過去3年の平均(1,497件)を踏まえ設定した。</p>		
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項  第5 労働環境の整備、生産性向上の推進  2 安全で健康に働くことができる職場づくり  (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備  ④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底</p>		
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>新たな化学物質規制の周知及び中小規模事業場等に対する支援に必要な内容を踏まえ、事業内容を検討し実施する。</p>		

事業名	産業保健活動総合支援事業						事業番号 (令和4年度)	21	
							事業番号 (令和3年度)	21	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援 産業保健係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構等								
事業 ／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援すること等を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、平成26年改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。</li> <li>・平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。</li> <li>・平成26年改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。</li> <li>・平成28年にとりまとめられた産業医制度の在り方に関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実を図ることが必要とされている。</li> <li>・平成31年4月から改正労働安全衛生法が施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られ、附帯決議では、小規模事業場の産業保健機能の強化のために、産業保健活動総合支援事業による産業保健活動の専門職の育成等必要な支援を行うこととされている。</li> </ul> <p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適合する事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>							
	対象 (誰／何を 対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ等							
	事務・事業の スキーム (決定スキーム を含む)	<p>メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。</p> <p>また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時的健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。</p>							
	実施 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。</li> <li>・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。</li> <li>・全国で計57名の労働衛生指導医を設置。</li> </ul>							
30年度予算額 (千円)	4,486,379	令和元年度 予算額 (千円)	4,871,479	令和2年度 予算額 (千円)	4,980,841	令和3年度 予算額 (千円)	4,865,824	令和4年度 予算額 (千円)	4,573,072
30年度決算額 (千円)	4,488,225	令和元年度 決算額 (千円)	4,850,224	令和2年度 決算額 (千円)	4,964,754	令和3年度 決算額 (千円)	4,855,987	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	100.3	令和元年度 予算執行率 (%)	99.8	令和2年度 予算執行率(%)	99.7	令和3年度 予算執行率(%)	99.8	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	本事業の研修が有益であった旨と評価した利用者の割合は、94.7%であった。		
	アウトプット 指標	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数は、141,742件であった。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等や相談窓口での対応を適正に行ったため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正な事業の運営に努める。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様。								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。								

令和4年度目標 (アウトプット指標)	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、平成31年に大臣名で定めた機構の中期目標において、平成29年の実績値の5%増を目指すこととされていることも踏まえ、アウトプット指標の数値目標を設定したものである。
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係	<p>Ⅲ 主要事項</p> <p>第5 労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>1 柔軟な働き方がしやすい環境整備  (3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等</p> <p>2 安全で健康に働くことができる職場づくり  (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備  ③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進</p>
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を引き続き行うとともに、事業場における労働者の健康保持増進の実施支援について検討する。

事業名	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組							事業番号 (令和4年度)	22
								事業番号 (令和3年度)	22
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	特定分野労働 条件対策係
実施主体	労働基準監督署、民間団体等								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業主							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	時間外労働及び休日労働に関する協定届(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行うとともに、届け出られた36協定について、委託業者にて入力・集計を行う(①)。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する(②)。36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(③)。その他、労働条件に関する相談ができる「労働条件相談ほっとライン」の設置(④)、労働条件ポータルサイトの運営(⑤)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(⑥)、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布(⑦)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑧)による労働条件に係る情報収集事業を行う。							
	実施 体制	①については労働基準監督署、東京コンピュータサービス(株)及び(株)総合キャリアオプション、②については、(株)東京リーガルマインド、③については、株式会社ランゲート、(株)東京リーガルマインド、④については(株)東京リーガルマインド ⑤については(株)広済堂ネクスト、⑥については(公)全国労働基準関係団体連合会、⑦については(株)東京リーガルマインド、⑧については、(株)広済堂ネクストにて実施。							
30年度予算額 (千円)	2,097,742	令和元年度 予算額 (千円)	2,574,739	令和2年度 予算額 (千円)	3,398,785	令和3年度 予算額 (千円)	3,037,955	令和4年度 予算額 (千円)	2,882,103
30年度決算額 (千円)	918,810	令和元年度 決算額 (千円)	2,170,504	令和2年度 決算額 (千円)	3,206,305	令和3年度 決算額 (千円)	2,926,518	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般会計予算額 0(千円)
30年度 予算執行率 (%)	43.8	令和元年度 予算執行率 (%)	84.3	令和2年度 予算執行率(%)	94.3	令和3年度 予算執行率(%)	96.3	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標			3 年度 実績			アウトカム 指標 【O】		
	①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ③基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とする。また、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」の有用度を利用者に対してアンケートし、80%以上から役に立った旨の回答を得る。 ⑥大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ⑦指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			①1,062,293件 ③基礎セミナーについては、88%であった。 過重労働セミナーについては、82%であった。 ④ 93.4% ⑤ 85.3% ⑥ 85.6% ⑦ 94.5%					



<p>アウトプット 指標</p>	<p>①受託者宛てに送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ②過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ③基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー499,530部、過重セミナー319,700部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」へのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ⑥大学等でのセミナー周知に関し、100,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑦高校・大学・自治体担当者向け指導者用資料の活用方法に係る動画を作成し、10,000箇所以上(高校・大学等)に周知を行う。 ⑧インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均40件以上とする。</p>	<p>アウトプット 指標 【O】</p>	<p>①全数の入力・集計・分析を行った。 ②160,000部のパンフレットの作成・配布を行った。 ③基礎セミナー582,715部、過重セミナー400,000部のリーフレットの作成・配布を行った。 ④5,287件 ⑤94,276件 ⑥100,374部 ⑦14,254箇所 ⑧月平均68件</p>
<p>3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題</p>	<p>各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。</p>		
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題</p>	<p>引き続き事業の適正な運営に努める。</p>		
<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>	
<p>令和4年度事業概要</p>	<p>時間外労働及び休日労働に関する協定届(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行うとともに、届け出られた36協定について、委託業者にて入力・集計を行う(①)。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する(②)。36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(③)。労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置(④)、労働条件ポータルサイトの運営(⑤)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(⑥)、高校・大学等の指導者向けセミナーの実施(⑦)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑧)による労働条件に係る情報収集事業を行う。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ③基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とする。また、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」の有用度利用者に対してアンケートし、80%以上から役に立った旨の回答を得る。 ⑥大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ⑦指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>①受託者宛てに送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ②過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ③基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー409,840部、過重セミナー319,700部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」へのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ⑥大学等でのセミナー周知に関し、100,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑦高校・大学等の指導者向けオンラインセミナーの周知に関し、20,000部のリーフレットの作成・配付を行う。 ⑧インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均40件以上とする。</p>		
<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>①36協定点検指導員については、事業主に対して36協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズ等に関する実態を把握するためのアウトプット指標設定にはなじまないことから、アウトプット指標を設定することは困難である。アウトカム目標については、過去5か年の実績の平均を参考に設定。 ①36協定の入力・集計・分析は、すべての36協定のデータ入力・分析を専門業者に委託し、当該データを指導等に活用するため、36協定の全数の入力等を行うものであることから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。 ②過去の実績や予算等を考慮のうえアウトプットを設定した。パンフレット・ポスター等の配付を行うものであるから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。 ③セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。また事業の運営においては、広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ④アウトカム指標とアウトプットについては、新型コロナウイルス感染症の長期化により、相談対応の困難化や、1件あたりの相談時間が長くなる可能性を考慮し、昨年度同様の指標を設定した。 ⑤及び⑥利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、アウトカム指標は利用者にとっての有用性とした。アウトプット指標⑤は、ポータルサイトの利用度を測る目的からアクセス件数とした。 ⑥については、事業の運営において広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ⑦平成28年度以降、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれだけ寄与しているかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定した。また、アウトプット指標については、広報活動を最大限行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ⑧インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。</p>		
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (2)長時間労働の是正 ④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等</p>		
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。</p>		

事業名		メンタルヘルス対策等事業					事業番号 (令和4年度)	23	事業番号 (令和3年度)	23
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	産業保健支援室メンタルヘルス対策係		
実施主体		民間業者								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のための)	<p>&lt;目的&gt; 職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。</p> <p>&lt;必要性&gt; 職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。また、自殺者は2万人台前半で推移しているが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は61.4%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。</p> <p>メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。</p> <p>本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。</p>								
	対象 (誰/何を 対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する								
	実施 体制	民間業者に委託して実施								
30年度予算額 (千円)	134,476	令和元年度 予算額 (千円)	144,802	令和2年度 予算額 (千円)	153,447	令和3年度 予算額 (千円)	253,438	令和4年度 予算額 (千円)	232,261	
30年度決算額 (千円)	73,896	令和元年度 決算額 (千円)	111,994	令和2年度 決算額 (千円)	153,830	令和3年度 決算額 (千円)	238,844	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)		
30年度 予算執行率 (%)	55.2	令和元年度 予算執行率 (%)	77.7	令和2年度 予算執行率(%)	100	令和3年度 予算執行率 (%)	94.2	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
3 年度 目標	アウトカム 指標	メンタル・ヘルスポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	メンタル・ヘルスポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は、94.7%であった。			
	アウトプット 指標	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討、評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回以上開催する。				アウトプット 指標 【○】	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討、評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を、3回開催した。			
3年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	メンタル・ヘルスポータルサイトに寄せられた「評価アンケート」などから利用者ごとのニーズを把握し、委員会で検討の上、既存コンテンツの内容の充実及び新規コンテンツを作成を行った等のため。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	今後も職場のメンタルヘルス対策を推進していくため、事業者や労働者のニーズ等を踏まえたコンテンツの充実や周知広報等が必要。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

令和4年度 事業概要	令和3年度と同様。
令和4年度目標 (アウトカム指標)	メンタル・ヘルスポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。
令和4年度目標 (アウトプット指標)	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討、評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回以上開催する。
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>&lt;アウトカム指標&gt; メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt; 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であり、より広く利用いただくにはサイトの充実を図ることが必要である。サイトでの充実を図ることを示す指標の一つとして、サイトの充実に係る検討を行う委員会の開催回数が適当であるため、アウトプット指標は委員会の開催回数とした。</p>
令和4年度厚生労働 省予算案の主要事項 との関係	<p>Ⅲ主要事項 第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 （3）副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 2 安全で健康に働くことができる職場づくり （3）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進</p>
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	第13次労働災害防止計画(2018～2022年度)において、ストレスチェックの結果を活用した職場環境改善を重点目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について強ちに周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、誘導のための周知広報等に引き続き取り組んでいく。

事業名	治療と職業生活の両立支援事業							事業番号 (令和4年度)	24
								事業番号 (令和3年度)	24
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	治療と仕事の 両立支援室
実施主体	民間業者								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と職業生活の両立の支援を行うものである。両立支援の方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む企業が多く、これらの企業の支援を強化することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業者等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	(1)労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。 (2)両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催等を行う。							
	実施 体制	(1)(2)ともに、民間業者に委託して実施。							
30年度予算額 (千円)	94,718	令和元年度 予算額 (千円)	128,673	令和2年度 予算額 (千円)	131,321	令和3年度 予算額 (千円)	120,309	令和4年度 予算額 (千円)	120,523
30年度決算額 (千円)	90,258	令和元年度 決算額 (千円)	120,327	令和2年度 決算額 (千円)	120,835	令和3年度 決算額 (千円)	107,231	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	100.5	令和元年度 予算執行率 (%)	97.2	令和2年度 予算執行率(%)	92.0	令和3年度 予算執行率(%)	92.8		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	研修会に参加した結果、労働者の治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	研修会として、オンラインシンポジウム(医療機関向け、事業者向け)及び全国6エリア別の地域オンラインセミナーにおいて、参加者の95%以上から有益だった旨の回答を得た。		
	アウトプット 指標	治療と仕事の両立支援対策において取組をさらに促進・普及させるために、疾患横断別(治療パターン別)または事業場の環境整備のマニュアルのうち1種類以上作成する。				アウトプット 指標 【○】	両立支援を行うための環境整備を内容としたマニュアルを作成した他、疾患別留意事項(がん)のマニュアル内容を刷新した。		
3年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	事業計画のとおりに行ってきたため、目標を達成することができた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、労働者の治療と仕事の両立を支援するために、更に実用的なマニュアルの作成に取り組む方針である。 引き続き、企業や医療機関、労働者に積極的に周知を行う必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様に、マニュアル等の作成と周知活動を行う。 シンポジウムやポスター配布等の対象を、企業に加えて医療機関にも積極的に実施する。								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	研修会に参加した結果、労働者の治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	治療と仕事の両立支援対策において取組をさらに促進・普及させるために、疾患横断別(治療パターン別)または事業場の環境整備のマニュアルのうち1種類以上作成する。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	一部の企業においては、治療と仕事の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と仕事の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。 令和4年度においても引き続き、治療と仕事の両立支援対策に関するガイドラインに基づいて、取組が更に促進・普及させるための疾患横断別(治療経過パターン別)または事業場の環境整備のマニュアルを1種類以上作成する目標を設定した。また、効果的な周知を図るためにシンポジウム等を開催し、シンポジウム等に参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。								
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 5 治療と仕事の両立支援								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和5年度も継続して要求する。								

事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費						事業番号 (令和4年度)	25	
							事業番号 (令和3年度)	25	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	啓発指導係・ 指導係、有期・ 短時間労働係	
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援に加え、各種ハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。</p> <p>職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組を促進する。</p> <p>パートタイム労働者や有期雇用労働者の数が年々増加する中、パートタイム労働者や有期雇用労働者の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとは言えない状況であり、健康管理等の取組を促進することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰／何を 対象に)	職場のハラスメント被害にあっている労働者、ハラスメント防止対策に取り組む事業主、パートタイム労働者・有期雇用労働者及びパートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>令和2年6月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、改正法という)において、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務化やハラスメント対策を強化したことを踏まえ、改正内容の周知やハラスメント対策に係る取組を推進するため、下記の事業を実施する。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトの継続的運営、ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、Web広告、シンポジウムの開催</p> <p>②企業への個別支援 職場におけるハラスメント対策の支援を希望する中小企業に対する個別のコンサルティングや企業内研修の実施</p> <p>③ハラスメント被害者等からの相談対応事業 フリーダイヤル(夜間・休日を含む)やメールによる相談対応窓口の実施</p> <p>④中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業 事業主団体等が中小企業の外部相談窓口の受託・運営を行い、相談事例等の収集・分析等により、中小企業における相談体制のあり方の提言を取りまとめる。</p> <p>⑤カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業 企業で活用できるカスタマーハラスメント対策マニュアルの作成・周知</p> <p>さらに、雇用均等指導員を設置し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行う。</p> <p>加えて、事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p>							
	実施 体制	<p>委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、下記の落札者が実施する。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報:株式会社クオラス</p> <p>②企業への個別支援:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社</p> <p>③ハラスメント被害者等からの相談対応事業:株式会社東京リーガルマインド</p> <p>④中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業:株式会社東京リーガルマインド</p> <p>⑤カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社</p> <p>大・中規模の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に雇用均等指導員を配置しており、相談対応等業務を実施、さらに厚生労働省本省において啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて周知・啓発等を実施。</p>							
30年度予算額 (千円)	176,336	令和元年度 予算額 (千円)	408,156	令和2年度 予算額 (千円)	428,518	令和3年度 予算額 (千円)	305,179	令和4年度 予算額 (千円)	190,604
30年度決算額 (千円)	104,858	令和元年度 決算額 (千円)	198,326	令和2年度 決算額 (千円)	225,129	令和3年度 決算額 (千円)	156,955	令和4年度 雇用勘定予算額 497,931(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	88.0	令和元年度 予算執行率 (%)	60.3	令和2年度 予算執行率(%)	67.1	令和3年度 予算執行率(%)	73.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						

3 年 度 目 標	アウトカム 指標	①個別のコンサルティング等を実施した企業の90%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組に寄与する内容であった旨の回答を頂く。 ②ハラスメント防止対策を措置するよう助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合95%以上。	3 年 度 実 績	アウトカム 指標 【 】	①93.8% ②99%
	アウトプット 指標	・事業主向け説明会の開催回数100回以上		アウトプット 指標 【○】	1,213回
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和4年度事業概要		・職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的機運の醸成及び労使の取組支援を行う。また、ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 ・事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。			
令和4年度目標(アウトカム指標)		①委託事業において研修を実施した企業等の90%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組に参考となった旨の回答を頂く。 ②ハラスメント防止対策を措置するよう助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合95%以上。			
令和4年度目標(アウトプット指標)		①就活ハラスメントの事例集を11,000部作成・配布する。 ②ハラスメント対策の周知・啓発のためのポスターを10,000部作成・配布する。			
令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		中小企業におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されたこと、加えてカスタマーハラスメント等望ましい取組として規定されているハラスメント対策についても引き続き実施する必要があることから、ハラスメント対策の推進に寄与する取組となるよう指標を設定。			
令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係		Ⅲ主要事項 第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (4)総合的なハラスメント対策の推進 ①職場におけるハラスメント等への相談及び周知啓発の実施 ②中小企業へのハラスメント対策取組支援 ③カスタマーハラスメント対策等の推進			
令和5年度要求に向けた事業の方向性		女性活躍推進法、労働施策総合推進法の施行等の状況を踏まえつつ、現下の情勢に鑑み効果的に事業が実施できるよう見直すとともに、新たな行政課題に対応するところを中心に内容を見直すこととする。			

事業名	建設業等における労働災害防止対策費		事業番号 (令和4年度)	26					
			事業番号 (令和3年度)	26					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係 建設安全対策室					
実施主体	建設業労働災害防止協会、民間団体等								
事業 ／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、被災地に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与するため。</p> <p>(2)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図るため。</p> <p>(3)人手不足の中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。</p> <p>(4)一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。</p> <p>本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用ものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	<p>(1)復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者等</p> <p>(2)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者</p> <p>(3)中小事業者等が雇用する未熟練労働者、外国人建設就労者等</p> <p>(4)一人親方等</p>							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(1)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置 ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育の実施</p> <p>(2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。</p> <p>(3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。</p> <p>(4)一人親方等を対象とした研修会、一人親方等が入場している現場の巡回指導の実施</p>							
	実施 体制	<p>(1)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(2)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施</p> <p>(3)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(4)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p>							
30年度予算額 (千円)	421,801	令和元年度 予算額 (千円)	530,467	令和2年度 予算額 (千円)	466,788	令和3年度 予算額 (千円)	395,837	令和4年度 予算額 (千円)	209,577
30年度決算額 (千円)	353,488	令和元年度 決算額 (千円)	437,722	令和2年度 決算額 (千円)	305,639	令和3年度 決算額 (千円)	300,782	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	86.9	令和元年度 予算執行率 (%)	92.5	令和2年度 予算執行率(%)	67.5	令和3年度 予算執行率(%)	79.1	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	<p>(1)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p>(2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。</p> <p>(3)新規入職者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p>(4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>			3 年度 実績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	<p>(1)役に立ったとの(満足した旨の)回答 96.7%</p> <p>(2)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 99.1%</p> <p>(3)役に立ったとの回答 93.5%</p> <p>(4)役に立ったとの回答 98.8%</p>		

	<p>アウトプット指標</p> <p>(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(960現場以上)  (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上)  (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(336現場以上)  (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)</p>	<p>アウトプット指標</p> <p>【(1)○(2)○(3)○(4)○】</p>	<p>(1)安全衛生巡回指導実施1,380現場  (2)指導・支援実施416現場  (3)助言指導実施448現場  (4)研修会参加人数692人</p>
<p>3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題</p>	<p>前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。</p>		
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題</p>	<p>引き続き適正に事業を実施する。</p>		
<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>	
<p>令和4年度事業概要</p>	<p>・(2)については、事業継続であるが、木造家建築工事現場等を訪問し設置されている足場について、安全衛生法令に基づく技術的な助言・支援することを追加。  ・(4)については、事業継続。  ・(1)及び(3)については、昨年度までで事業終了。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>(2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。  (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>(2)事業期間約8カ月間のうちに建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(250現場以上)  (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)</p>		
<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>(2)建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していくことが重要であるが、再再公示を行うなど事業調達が遅れており、事業期間が当初予定の2/3になることから、上記のとおり目標を設定した。  (4)一人親方に対する安全衛生教育研修は、引き続き重要なものであることから、令和3年度と同様の目標とした。</p>		
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項  第5 労働環境の整備、生産性向上の推進  (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備  ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p>		
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和4年度も継続して要求する。</p>		



事業名		第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進)						事業番号 (令和4年度)	27
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和3年度)	27
実施主体		(1)株式会社平プロモート (2)凸版印刷株式会社 (3)みずほりサーチ&テクノロジーズ (4)労働調査会						担当係	サービス産業・マネジメント班 有害作業環境指導係
事業 ／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業における腰痛防止対策を実施する。</p> <p>(2)第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、第13次労働災害防止計画においても労働災害防止の重点業種となっていることから、取組が進んでいない第三次産業の経営トップに対する意識啓発、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、業界団体に対する技術的支援を通じて、業界全体の自主的安全衛生管理活動の活性化を図る必要がある。</p> <p>(3)近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者が容易に理解出来る母国語の安全衛生教育用視聴覚教材を作成する必要がある。</p> <p>(4)休業4日以上死傷者数で60歳以上の労働者が占める割合が増加傾向にあり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境作りを目指して令和2年度に策定した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の内容等について、周知広報を行う必要がある。</p> <p>本事業は、第三次産業等における労働災害防止を図るための事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための動画の作成・公表等を行う。</p> <p>(2)第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(3)未熟練労働者向けの安全衛生教育マニュアル、視聴覚教材等の作成と外国語翻訳を行う。</p> <p>(4)高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境作りを目指して令和2年度に策定した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の内容等について、周知広報を行う。</p>							
	実施 体制	(1)株式会社平プロモート (2)ランゲート株式会社 (3)みずほ情報総研株式会社、国際航空 (4)労働調査会							
30年度予算額 (千円)	139,900	令和元年度 予算額 (千円)	635,995	令和2年度 予算額 (千円)	1,795,999	令和3年度 予算額 (千円)	1,527,033	令和4年度 予算額 (千円)	1,026,171
30年度決算額 (千円)	100,130	令和元年度 決算額 (千円)	494,848	令和2年度 決算額 (千円)	1,684,604	令和3年度 決算額 (千円)	1,237,892	令和4年度 雇用定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	74.5	令和元年度 予算執行率 (%)	93.7	令和2年度 予算執行率(%)	94.1	令和3年度 予算執行率 (%)	81.1	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	<p>(1)腰痛予防対策のための動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。</p> <p>(2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援に向けて、プログラムをサポートするトレーナー派遣を受けた参加者について、今後のプログラム定着支援に有益であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>(3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を80%以上得る。</p> <p>(4)経営トップ等を対象とした高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン周知のためのオンラインセミナーの参加者について、オンラインセミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。</p>			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	<p>(1)全動画のアンケート結果から、本動画を有意義だったと回答した方は97.2%となっており、動画内容は回答者からおおむね満足を得られたと考えられる。また、腰痛予防対策に取り組みたいと回答した方は98.5%だった。</p> <p>(2)参加者のアンケート結果から、トレーナー派遣によるプログラム定着支援が有益であった旨の評価を99.1%得になっており、実施内容は回答者からおおむね満足を得られたと考えられる。</p> <p>(3)参加者のアンケート結果から、教材が効果的であった旨の評価を88.6%となっており、内容は回答者からおおむね満足を得られたと考えられる。</p> <p>(4)参加者のアンケート結果から、オンラインセミナーが有益であった旨の評価を96%となっており、内容は回答者からおおむね満足を得られたと考えられる。</p>		

	<p>アウトプット指標</p> <p>(1)腰痛予防対策のための動画について、1動画あたりの平均閲覧数を550件以上とする。  (2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援をサポートするトレーナーを30事業場に派遣する。  (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を作成し、体験会を7回開催する。  (4)経営トップ等を対象とした高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン周知のためのオンラインセミナーを10回以上開催する。</p>	<p>アウトプット指標【○】</p>	<p>(1)1動画あたりの平均閲覧件数は1,678件(保健衛生業(作業員向け)の合計閲覧数は21,013件、保健衛生業(管理者向け)の合計閲覧数は3,109件、陸上貨物運送事業向けの合計閲覧数は4,411件の計17動画)であった。  (2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援をサポートするトレーナーを30事業場に派遣した。  (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を作成し、体験会を7回(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7カ所、参加者176名)開催した。  (4)経営トップ等を対象とした高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン周知のためのオンラインセミナーを10回開催した。</p>
<p>3年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題</p>	<p>前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。</p>		
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題</p>	<p>引き続き適正に事業を実施する。</p>		
<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>	
<p>令和4年度事業概要</p>	<p>(1)保健衛生業、小売業等を営む事業場を対象に、腰痛等発生の改善や予防に関して、知見を有する専門家と連携しつつ、事業場に訪問し、実践的なアドバイスを行うと共に、改善事例を事例集としてまとめ、公表する。  (2)令和3年度事業を引き継ぎつつ、コンソーシアムの運営、推進運動の運営、事業場の自主的な安全衛生活動を支援するための講習動画・安全衛生視聴覚教材の普及啓発を図る広報活動を行うと共に、労働災害防止に係る安全衛生活動の優良な取組事例に対する表彰等を行う。  (3)外国人在留支援センターによる安全衛生班の運営を行う。  ※(4)については事業廃止。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>(1)腰痛予防対策推進に係る事業における、知見を有する専門家と連携しつつ、事業場に訪問し、実践的なアドバイスを行う事業場支援について、有益であった旨の評価を80%以上得る。  (2)安全衛生意識向上シンポジウム参加者から有益であった旨の評価を80%以上得る。  (3)外国人在留支援センターの訪問支援先から有益であった旨の評価を80%以上得る。</p>		
<p>令和4年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>(1)腰痛予防対策推進に係る事業において、知見を有する専門家と連携しつつ、事業場に訪問し、実践的なアドバイスを行った事業場数を15事業場以上とする。  (2)安全衛生意識向上シンポジウムを7回以上実施する。  (3)外国人在留支援センターによる安全衛生に係る訪問支援等の実施数を70以上とする。</p>		
<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>事業場等への訪問支援及び改善事例の公表事業については、事業場への訪問支援の内容及び支援事業場数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。</p>		
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項  第5 労働環境の整備、生産性向上の推進  (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備  ①第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p>		
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和5年度も継続して要求する。</p>		

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業							事業番号 (令和4年度)	28
								事業番号 (令和3年度)	28
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	建設安全対策室 有害作業環境指導係
実施主体	都道府県労働局、民間団体								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業については、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害防止対策に取り組むとともに、平成30年度の労働安全衛生規則改正を踏まえ、伐木等作業にかかる安全対策を徹底するため、安全作業マニュアルを作成した上で、林業事業体(森林組合など)等の伐木作業に従事する事業場の安全担当者を通じて普及させる必要がある。本事業は、伐木作業における労働災害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	林業及び伐木等作業事業者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	(1)伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発し、同マニュアルに基づく、安全対策講習会を実施する。 (2)チェーンソーの正しい取扱いの普及を図る。							
	実施 体制	(1)労働衛生コンサルタント会に委託して実施。 (2)厚生労働省本省、都道府県労働局において実施							
30年度予算額 (千円)	5,751	令和元年度 予算額 (千円)	26,249	令和2年度 予算額 (千円)	25,214	令和3年度 予算額 (千円)	23,809	令和4年度 予算額 (千円)	23,809
30年度決算額 (千円)	-	令和元年度 決算額 (千円)	19,800	令和2年度 決算額 (千円)	15,413	令和3年度 決算額 (千円)	20,606	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	79.3	令和3年度 予算執行率(%)	97.6	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	役に立ったとの回答 99%		
	アウトプット 指標	安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。				アウトプット 指標 【○】	受講者数 458人		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	事業において実施する伐木等作業における安全作業についての講習会が、事業目的の達成に寄与する内容となったかを測る観点から、令和3年度と同様の目標設定とした。								
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和4年度も継続して要求する。								

事業名	機械等に起因する災害防止対策費		事業番号 (令和4年度)	29					
			事業番号 (令和3年度)	29					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係 機械班					
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、(公社)産業安全技術協会、(一社)日本ボイラ協会								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>①、②危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。</p> <p>③輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具等)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。</p> <p>④最新の構造規格に不適合となる既存の機械について、その更新を促し労働災害の防止を図ることを目的として、最新構造規格に適合するために要する費用の一部を補助する。(R3年度までの事業)</p> <p>⑤新たな技術等を活用した保安力の維持・向上を図るため、ボイラー等に義務付けられている性能検査へのCBM及び自主検査の導入に向けた検討を行う。</p> <p>本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①機械設置届等に係る審査及び実地調査</p> <p>②登録検査業者等に対する指導</p> <p>③型式検定対象機器等の買取試験事業</p> <p>④既存不適合機械等更新支援補助金事業(R3年度までの事業)</p> <p>⑤供用適正評価(FFS)に基づくボイラー等の維持基準等検討事業</p>							
	実施 体制	<p>①② 厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署</p> <p>③(公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>④建設業労働災害防止協会</p> <p>⑤(一社)日本ボイラ協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p>							
30年度予算額 (千円)	101,159	令和元年度 予算額 (千円)	505,930	令和2年度 予算額 (千円)	818,752	令和3年度 予算額 (千円)	1,017,309	令和4年度 予算額 (千円)	669,854
30年度決算額 (千円)	72,798	令和元年度 決算額 (千円)	478,299	令和2年度 決算額 (千円)	738,222	令和3年度 決算額 (千円)	477,763	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	89.3	令和元年度 予算執行率 (%)	98.4	令和2年度 予算執行率(%)	92.4	令和3年度 予算執行率(%)	95.9	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。</p>		3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、移動式クレーンの過負荷防止装置については100%、フルハーネス型墜落制止用器具については63.2%が、より安全性の高いものに買い換えられた。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具において、全て規格を満たしていた。</p>			
	アウトプット 指標	<p>①補助金執行率は80%以上とする。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。</p>			アウトプット 指標 【○】	<p>①補助金執行率は95.7%であった。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する21型式のうち全ての型式(21型式、100%)を対象として、買取試験を実施した。</p>			
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	前年度までの実績を踏まえ、適切な進捗管理を行い、事業を効率的、効果的に実施し目標を達成した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。								

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和4年度 事業概要	輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具等)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。成長戦略をふまえたボイラー等の開放による性能検査の間隔を12年を超えることができるようにする上でのCBMや自主検査の導入について、必要となる新技術その他の要件を検討し、新技術を活用した遠隔等による検査の手法について検討を行う。(事業/制度概要に記載の④既存不適合機械等更新支援補助金事業についてはR3年度までの事業である。)	
令和4年度目標 (アウトカム指標)	買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。	
令和4年度目標 (アウトプット指標)	防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。	
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、既に流通している機械等の安全性の確保に係る実態を把握し、構造規格に適合しないものがあれば、製造者への行政指導を行うこと等により、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせることが必要であるため、上記アウトカム目標を設定した。 防爆構造電気機械器具の買取試験を実施する型式が多いほど安全性が担保されるため、上記アウトプット目標を設定した。	
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進	
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	令和5年度においては、機械等による災害防止のため、継続して要求を行う。	

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等							事業番号 (令和4年度)	30
								事業番号 (令和3年度)	30
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	法規第二係
実施主体	民間団体								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	自動車運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。また、令和6年4月から、自動車運転の業務について時間外労働の上限規制や改正後の改善基準告示が適用されることになる。本事業において、自動車運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について運送事業者及び荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善等を促進し、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	下記により、自動車運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 ・自動車運転者の労働時間短縮に向けた周知用コンテンツ作成及び相談対応、令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡大、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示についての周知。							
	実施 体制	民間団体に委託して実施							
30年度予算額 (千円)	96,701	令和元年度 予算額 (千円)	71,172	令和2年度 予算額 (千円)	153,997	令和3年度 予算額 (千円)	160,739	令和4年度 予算額 (千円)	213,708
30年度決算額 (千円)	99,641	令和元年度 決算額 (千円)	61,830	令和2年度 決算額 (千円)	118,483	令和3年度 決算額 (千円)	137,961	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	109.9	令和元年度 予算執行率 (%)	96.0	令和2年度 予算執行率(%)	77.4	令和3年度 予算執行率(%)	88.5		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツを作成する。 ②トラック運転者の労働時間等の実態を把握するため作業部会での意見を反映した調査票を作成する。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①周知用コンテンツについて、適切に作成した。 ②自動車運転者の労働時間等の実態を把握するため、作業部会での意見を反映した調査票を作成した。		
	アウトプット 指標	①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての追加コンテンツを5つ以上作成する。 ②1,000事業場、8,000人程度に対し、調査を実施する。				アウトプット 指標 【○】	①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての追加コンテンツについて6つ作成した。 ②1,410事業場、8,460人に対し、労働時間等に係る実態調査を実施した。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	コンサルタントや厚生労働省の各種情報発信手段による情報発信を積極的に行い、荷主及び運送事業者に向けた丁寧な周知を行ったため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	今後は令和元年度に作成したポータルサイト等を用い、具体的な改善手法等について、より広く周知を行う。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	トラック運転者の労働時間短縮に向けた運送事業者・荷主企業等に向けの相談センターの運営、事例収集及び周知用コンテンツ作成並びに、令和元年度に開設したトラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをバス・タクシー業も加えた自動車運転者全般向けのポータルサイトに拡充して運営、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示についての周知。								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	現在のトラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをバス・タクシーに拡大する。バス・トラック・タクシー3業種向けの改善ハンドブックを作成する。改善基準告示の改正を契機とした荷主向け協力要請のリーフレットを業界団体や事業者の声も踏まえて作成する。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	令和4年度上半期中に相談センターを開設、3業種における長時間労働改善の取組事例について、それぞれ10事例以上収集する。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、具体的な事業者の課題解決につながる必要があることから、事業者の声も取り入れた上で、直接的に荷主企業に協力を促すリーフレットを作成並びに自動車運転者の長時間労働改善のためのツールを作成することとしているため、ポータルサイトの作成及び各業種ごとのハンドブックの計3種類の作成とした。アウトプット指標については、これらの作成に必要な情報等の収集の手段である、相談センターの開設及び3業種における事例収集とした。								
令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (2)長時間労働の是正 ② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き要求する。								

事業名	家内労働安全衛生管理費		事業番号 (令和4年度)	31					
			事業番号 (令和3年度)	31					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								
実施主体	都道府県労働局、民間団体			担当係	家内労働・最低工賃係				
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防のため。本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の予防または早期発見を図るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	家内労働者及び委託者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催等により周知・啓発を行う。							
	実施体制	都道府県労働局、(株)中外							
30年度予算額 (千円)	16,263	令和元年度 予算額 (千円)	16,567	令和2年度 予算額 (千円)	16,605	令和3年度 予算額 (千円)	14,873	令和4年度 予算額 (千円)	14,729
30年度決算額 (千円)	16,178	令和元年度 決算額 (千円)	16,478	令和2年度 決算額 (千円)	16,368	令和3年度 決算額 (千円)	14,729	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	99.5	令和元年度 予算執行率 (%)	99.5	令和2年度 予算執行率(%)	98.6	令和3年度 予算執行率(%)	99.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	3 年度 実績	アウトカム 指標 【①○、②○】	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。					
	アウトプット 指標		アウトプット 指標 【①×、②○】	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数:652人 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数:98,110件					
3年度目標を達成 の理由(原因) ・今後の課題	(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解されたため。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者の割合が高い業種・地域を選定するなど訪問必要性の高い対象を選定し、また、訪問にあたっては好事例の提供も含めた具体的アドバイスを行うなど、適切な内容・手法で事業を実施したため。								
	(アウトプット指標) 【目標未達成の理由】 ①家内労働者数の減少傾向に伴い、家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減っていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に基づく緊急事態宣言の発令等により対面での訪問指導が困難であったため。また、対面以外の方法としてオンラインによる対応も検討したが、高齢者を主とした家内労働者において、機材や接続環境、操作方法の習得などの環境が整っておらず協力を得られないケースが複数見られたため、オンラインの指導を取り入れることは困難と判断した。なお、新型コロナにより訪問指導が困難な期間は、安全衛生に関する措置や好事例等の送付など、周知啓発に努めたところ。 【目標達成の理由】 ②スマートフォンやタブレットでも閲覧しやすいようデザインの最適化を行うとともに、最新の好事例集を掲載するなどコンテンツの充実を図ったため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	・アウトプット指標①について、新型コロナウイルス感染症の状況やワクチンの接種状況などを考慮しながら、対面での訪問指導に協力いただけるよう粘り強く依頼を進めていく。一方で、家内労働者・委託者の数は長期的に減少傾向であり今後増加する見込みも薄いことから、コロナ以後の状況も見据え、規模に応じた適正な指導員配置や、目標の見直しも含めた活動日数設定が課題であると考えている。 ・その他指標については、指導の内容や周知啓発資料、「家内労働あんぜんサイト」の内容等が引き続き適切なものとなるよう留意しつつ、目標の達成を維持。事業運営の適正化を図りながら、事業規模に合わせた予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。								
評価	B		予算額又は手法等を見直し						
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様。								

令和4年度目標 (アウトカム指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を90%以上とする。</p>
令和4年度目標 (アウトプット指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を700人以上とする。</p> <p>②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を75,000件以上とする。</p>
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>&lt;アウトカム指標&gt;</p> <p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、新型コロナが収束してもなお、家内労働者・委託者の長期的な減少傾向を踏まえると、規模に応じて目標の見直しが必要であり、都道府県労働局における指導員配置数や活動実績を鑑み700人以上と設定した。</p> <p>②「家内労働安全衛生確保事業」における「家内労働あんぜんサイト」の運営により家内労働に関する情報提供を行っていることから、アクセス件数を目標とした。水準については、前年度実績等を勘案し年間75,000件以上と設定した。</p>
令和4年度厚生労働 省予算案の主要事項 との関係	—
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	前年度の活動実績及び執行額等を踏まえ、指導員訪問における活動経費を一部削減した上で実施する。



事業名	女性就業支援・母性健康管理等対策費								
	事業番号 (令和4年度)			32					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								
	実施主体			厚生労働省本省、都道府県労働局、委託先					
事業／制度概要	<p>1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対し情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊産婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。</p> <p>2 女性就業支援全国展開事業 女性就業支援センター等において、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を全国的に整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施され、充実が図られることを目的とする。国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>3 雇用均等行政情報化推進経費 雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにおける、母性健康管理措置を含む年間120万件を超える労使からの労働相談、労使への紛争解決援助等の記録の情報化を推進することにより、類似の相談事案の経緯等の把握や、紛争解決援助の手続きの効率化を図り、迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うことを目的とするものであり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>								
	<p>対象 (誰/何を対象に)</p> <p>1 女性労働者及び事業主等 2 女性関連施設(地方自治体、男女共同参画センター等)、事業主団体(業界団体、商工会議所・商工会、経営者団体等)、労働組合、女性団体 3 雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)</p>								
<p>事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)</p> <p>1 委託事業については、受託者を公募し、一般競争入札(総合評価落札方式)により決定し、母性健康管理専用サイトの運営、広報等により、母性健康管理に関する周知啓発を実施。 2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、以下の業務を委託する。 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施 ・全国の女性関連施設等において活用することを目的とした、働く女性の健康保持増進等に関する研修資料の作成及び提供 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報等を提供するホームページの作成・更新等の実施 3 労使からの母性健康管理措置を含む労働相談、労使への紛争解決援助等の記録や事業場の基本情報等を入力し、管理するための雇用環境・均等システムの運用及び法律・制度の改正等に係る改修等の実施</p>									
<p>実施体制</p> <p>1 委託事業については、民間団体に委託して実施。 2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定の上、事業実施。(令和3年度:(一財)女性労働協会) 3 厚生労働省本省による直接実施。</p>									
30年度予算額 (千円)	144,490	令和元年度 予算額 (千円)	141,107	令和2年度 予算額 (千円)	655,783	令和3年度 予算額 (千円)	965,222	令和4年度 予算額 (千円)	415,649
30年度決算額 (千円)	60,305	令和元年度 決算額 (千円)	65,033	令和2年度 決算額 (千円)	58,637	令和3年度 決算額 (千円)	222,904	令和4年度 雇用勘定予算額 200,823 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	86.7	令和元年度 予算執行率 (%)	91.3	令和2年度 予算執行率(%)	80.2	令和3年度 予算執行率(%)	55.3		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						

3 年度 目標	アウトカム 指標	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上 2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上 (2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上 3 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了3か月以内の件数の割合80%以上	3 年度 実績	アウトカム 指標 【1×、2(1)(2)、 3〇】	1 93.1%(令和3年度におけるメールによる相談者でアンケートに回答があった58件のうち、役に立ったとした件数54件) 2 (1)97.2%(相談を利用した団体651者のうち、「理解が得られた」「概ね理解が得られた」と回答した団体が633者) (2)100%(講師派遣を受けた団体57者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」「まあ役に立った」と回答した団体が57者) 3 89.4%
	アウトプット 指標	1 母性健康管理サイトのアクセス数を300万件とする。 2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回 3 システムへの男女雇用機会均等法調停の登録件数137件以上		アウトプット 指標 【〇】	1 6,187,572件 2 (1)633件、(2)57件 3 285件
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 目標値は達成できなかったもののほぼ目標レベルの値となっているところであるが、アンケートの回答数が少なく、回答への満足度を正確に把握できるものではなかったため。</p> <p>2 コロナ禍での女性労働者の健康不安・テレワークの活用等、需要の高い情報収集に注力し、必要に応じてHPを案内できるよう、掲載情報の充足を行ったため。</p> <p>3 システムを活用することで調停事案の関係者との調整が速やかに行われ調停手続きや事案の進行管理が迅速かつ適切に行えたため。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 母性健康管理指導事項連絡カードの改正や新型コロナウイルス感染症による重症化に関する妊婦のための最新情報を掲載するなど母性健康管理専用サイトを充実させるとともに、様々な広告手法を用いて母性健康管理専用サイトの周知を図り、認知度を高めたため。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインでのセミナー開催の需要が高かった。オンラインでの開催方法の説明会をWeb上で実施し、パンフレットやHP等で積極的に広報を行った結果、申込み件数が増加し、感染拡大下でもキャンセルの減少につながったため。</p> <p>3 労働施策総合推進法の施行に伴い、システムを活用する調停の件数が増加したため。また、相談から調停までの情報連携や、進行管理機能の向上を図ったことで、調停に移行した事案の登録が増えたため。</p>				
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	<p>1 目標値を達成できるよう、引き続きメール相談には丁寧な対応に努めるとともに、アンケートの結果を事業の改善に活かすこと等を明記するなど、アンケートの回答数を増やすための一層の働きかけを行ってまいりたい。</p> <p>また、本事業は、妊娠・出産等を経て働き続ける女性の増加に伴い、その労働環境の改善に資する情報を事業主・労働者双方に提供するため引き続き実施する必要があるが、R4年度事業については、従来別個にあった母性健康管理専用サイトと、働く女性の健康全般に係るサイトとの統合によって予算規模を縮小しており、今後も引き続き適切な予算規模となるよう見直しを行ってまいりたい。</p> <p>2 令和3年度限りの事業</p> <p>3 引き続き目標を達成できるよう、事業の適正な運営に努める。</p>				
評価	D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要			
令和4年度 事業概要	<p>1 令和3年度と同様であるが、2で運営している働く女性の健康保持増進等に関するサイトと統合する。</p> <p>2 令和3年度限りの事業</p> <p>3 令和3年度と同様</p>				
令和4年度目標 (アウトカム指標)	<p>1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上</p> <p>2 令和3年度限りの事業</p> <p>3 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了までの期間が3か月以内の件数割合を80%以上</p>				
令和4年度目標 (アウトプット指標)	<p>1 母性健康管理専用サイトのアクセス数を500万件とする。</p> <p>2 令和3年度限りの事業</p> <p>3 システムへの男女雇用機会均等法調停の新規受理件数に対する登録件数の割合 70%以上</p>				
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、利用者のニーズ等に応じた情報提供等が必要であり、メールによる相談についての満足度とした。なお、アンケート回答数が少ない現状を踏まえ、アンケートの実施方法を見直すこととした。</p> <p>2 令和3年度限りの事業</p> <p>3 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うことを目的としていることから、男女雇用機会均等法に基づく調停の開始から終了までの期間が3か月以内の件数の割合とした。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、女性労働者や事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知啓発をより一層行うことが必要であるため、事業内容や昨年度までの実績を踏まえて検討した結果、アクセス件数について上向きに見直した。</p> <p>2 令和3年度限りの事業</p> <p>3 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うためには、類似事案の経緯など活用できる情報の蓄積が必要であるため、男女雇用機会均等法調停の新規受理件数に対する登録件数の割合とした。</p>				
令和4年度厚生労働 省予算案の主要事項 との関係	<p>Ⅲ 主要事項</p> <p>第4 雇用の確保や労働移動の推進、女性や就職氷河期世代、高齢者等の多様な人材の活躍促進</p> <p>6 女性活躍、男性の育児休業取得等の促進</p> <p>(6)新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有休休暇制度導入等への取組支援</p>				
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	<p>1 適切な母性健康管理対策の実施に必要な周知啓発事業を引き続き実施する。</p> <p>3 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うため、引き続きシステムの運用及び制度改正等に伴う改修等を実施する。</p>				

事業名	外国人技能実習機構に対する交付金							事業番号 (令和4年度)	33
								事業番号 (令和3年度)	34
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	指導係
実施主体	外国人技能実習機構								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	技能実習生は技能の修得を目的としていることから本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。 そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。 なお、本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	技能実習生(約28万人)及び技能実習生受入れ企業・団体(約71,000企業、約3,500団体)							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。 ②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。							
	実施 体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施							
30年度予算額 (千円)	766,040	令和元年度 予算額 (千円)	1,307,210	令和2年度 予算額 (千円)	1,306,522	令和3年度 予算額 (千円)	1,302,412	令和4年度 予算額 (千円)	1,256,560
30年度決算額 (千円)	766,040	令和元年度 決算額 (千円)	1,307,210	令和2年度 決算額 (千円)	1,306,522	令和3年度 決算額 (千円)	1,302,412	令和4年度 雇用勘定予算額 3,490,576(千円) 一般会計予算額 1,407,869(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0	令和3年度 予算執行率(%)	100.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						
3 年度 目標	アウトカム 指標	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合:95.8%		
	アウトプット 指標	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件)				アウトプット 指標 【○】	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合:100% ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数:8,201件(速報値)		
3年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトカム指標:実習実施者への指導にあたり、関係法令遵守の必要性について丁寧に説明することで目標を達成した。 アウトプット指標:指標①の対象事案について優先的に実地検査を実施するとともに、指標②についても積極的に実地検査を実施した結果、ともに目標を達成した。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、目標を達成できるよう実地検査等を実施する。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(95%以上)								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(4,500件以上)								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。 【アウトプット指標①】原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うため100%を目標とした。 【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。								
令和4年度厚生労働 省予算案の主要事項 との関係	第4 雇用の確保や労働移動の推進、女性や就職氷河期世代、高齢者等の多様な人材の活躍促進 10 外国人に対する支援 (5)外国人技能実習機構における実地検査や相談支援の適切な実施等								
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	労働災害防止対策費補助金経費		事業番号 (令和4年度)	34						
			事業番号 (令和3年度)	35						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)									
実施主体	労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会									
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰/何を 対象に)	事業主、事業主の団体、労働者								
	事務・事業の スキーム (決定スキーム を含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業								
	実施 体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会								
30年度予算額 (千円)	1,747,881	令和元年度 予算額 (千円)	1,926,755	令和2年度 予算額 (千円)	1,932,042	令和3年度 予算額 (千円)	1,805,372	令和4年度 予算額 (千円)	2,510,782	
30年度決算額 (千円)	1,747,881	令和元年度 決算額 (千円)	1,926,755	令和2年度 決算額 (千円)	1,932,042	令和3年度 決算額 (千円)	1,805,372	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0	令和3年度 予算執行率 (%)	100.0			
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し							
3 年度 目標	アウトカム 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、99.6%であった。 ※効果があったとした事業場等1,014/1,018 ②安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、97.4%であった。 ※効果があったとした事業場等13,681/14,039			
	アウトプット 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,540件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を550件以上とする。				アウトプット 指標 【×】	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,481件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、868件であった。			
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	【アウトカム指標】 ①、②中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため。 【アウトプット指標】 ①個別指導は各事業場それぞれの実態に即した指導を行うものであるが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス拡大の影響が続いたことにより、事業場からのキャンセル等が発生した事が未達成の主な要因となった。特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中は事業場からのキャンセルが相次ぎ、実施件数が落ち込んだと考えられる。このため、代替策としてリモートでの指導が行えるよう、オンライン環境を整備する等取り組んでいる最中であるが、令和3年度においてはリモート指導が実現できるようオンライン環境を整備する準備段階であったこと、また、指導を受ける事業場側のオンライン環境の整備状況にもよることから、指導手法の選択肢の一つとして本格導入までに至らず、結果として目標回数の達成に届かなかった。 ②一方で、集団指導は複数の事業場担当者を集めて指導するものであり、一部の事業場でキャンセルが発生しても実施可能であることに加え、個別指導が実施不可となった代替策として、集団指導を追加で実施した影響も相まって、当時の目標を超える実績が上がっている。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	・安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したことにより、事業場からも指導内容について一定の評価を頂いているところであり、引き続き、団体や事業場に対し、事業紹介及び勧誘活動を通じて、事業利用事業場の拡大を図る。安全衛生上の問題が生じた事案については、年度途中であっても臨機応変に研修会等を新設するなどして、安全衛生対策の向上に努めていく。 ・アウトプット指標に関しては、新型コロナウイルスの影響が未だ続いていることから、感染防止対策を十分に講じて事業場側の不安等を払拭すること等を通じて、個別指導・集団指導を円滑に実施し、引き続き目標達成に努める。また、リモートでの指導実施に当たっては、リモートで参加を希望する事業場が容易に参加できるようにすることが課題である。オンライン環境を整備した上で、リモートによる指導も可能であることを周知することで、指導手法の選択肢の間口を広げられるよう改善する。 このように効率化を進め予算規模の見直しを行う。									
評価	B		予算額又は手法等を見直し							

<p>令和4年度 事業概要</p>	<p>【既存事業部分】 R3年度と同内容で実施。</p> <p>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業(R4年度新規)】 自然災害の発生に備えるため、安全衛生専門家による復旧・復興工事に従事する労働者、管理監督者等に対する安全衛生教育の教材を作成、配付し、事業者の行う安全衛生教育の支援を行う。安全衛生専門家が、復旧・復興工事の工事現場を巡回し、危険な方法で作業が行われている場合に助言指導を行う。</p> <p>【高度安全機械等導入支援補助金(R4年度新規)】 中小企業が高度な安全機能を有する機械等(高度安全機械等)を導入するために要する費用の一部を補助する。</p> <p>【労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業(R4年度新規)】 労働安全衛生マネジメントシステムの適格認証を行ってきたが、その普及が進んでいないことから、安全衛生活動の取組が低調な第三次産業における安全衛生活動の実態調査を行い、その状況を踏まえた普及・促進の取組等を行うことにより、第三次産業における労働安全衛生マネジメントシステムの普及・促進を図る。</p> <p>【中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討(R4年度新規)】 見直される労働安全衛生法令の新たな自律的化学物質管理規制に必要となる、中小事業者が実施可能な安価な測定方法の開発や、中小事業者で取り扱いの多い経皮吸収のある化学物質の適切な自律管理のあり方を検討する。</p>
<p>令和4年度目標 (アウトカム指標)</p>	<p>【既存事業部分】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。</p> <p>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p>【高度安全機械等導入支援補助金】 ④高度安全機械等導入支援補助金について、補助対象者から安全性向上に有用である旨の評価を80%以上確保する。</p>
<p>令和4年度目標 (アウトプット指標)</p>	<p>【既存事業部分】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,520件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を490件以上とする。</p> <p>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導を、のべ720現場以上実施する。</p> <p>【高度安全機械等導入支援補助金】 ④適正な申請の処理を完結するまでの期間を150日以内とする。</p>
<p>令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p>	<p>1. アウトカム指標 【既存事業部分】 ①、②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できるものとして設定。</p> <p>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。</p> <p>【高度安全機械等導入支援補助金】 ④事業目的の達成に寄与する内容となったかを測るため、上記のとおり目標を設定。</p> <p>2. アウトプット指標 【既存事業部分】 ①、②中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、引き続き、感染対策を徹底しつつ、きめ細やかな指導が実施可能な個別指導に軸足を置いて実施するものである。</p> <p>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育及び安全衛生巡回指導を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。</p> <p>【高度安全機械等導入支援補助金】 ④補助金を効率的に配賦し機械の更新を促すため、上記のとおり目標を設定。</p>
<p>令和4年度厚生労働省 予算案の主要事項 との関係</p>	<p>—</p>
<p>令和5年度要求に 向けた事業の 方向性</p>	<p>R4年度事業の着実な実施を通じて、労働災害防止活動を促進することにより、労働災害の減少に貢献していく。</p>

事業名	産業医学振興経費						事業番号 (令和4年度)	35	
							事業番号 (令和3年度)	36	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構・団体管理室 団体監理係	
実施主体	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
事業/ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	産業医科大学及び同大学在学学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与と制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供							
	実施 体制	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学							
30年度予算額 (千円)	5,599,114	令和元年度 予算額 (千円)	5,674,349	令和2年度 予算額 (千円)	6,296,456	令和3年度 予算額 (千円)	7,282,494 (うち、令和2年度 からの繰越額 531,189千円)	令和4年度 予算額 (千円)	6,686,106
30年度決算額 (千円)	5,525,447	令和元年度 決算額 (千円)	5,663,958	令和2年度 決算額 (千円)	5,765,267	令和3年度 決算額 (千円)	7,282,494	令和4年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	98.7	令和元年度 予算執行率 (%)	99.8	令和2年度 予算執行率(%)	91.5	令和3年度 予算執行率 (%)	100.0	一般勘定予算額 0(千円)	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。  <学校法人産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。			アウトカム 指標 【O】	<(公財)産業医学振興財団> ①研修が有用であった旨の回答の割合は96.5%であった。 ※有用と回答した者15,364名/回答者15,915名  <学校法人産業医科大学> ①産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は93名であった。 ②講座が有用であった旨の回答の割合は93.3%であった。 ※有用と回答した者751名/回答者805名			
	アウトプット 指標	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。  <学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労働担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。			アウトプット 指標 【×】	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者…26,119名 ・メールマガジン登録者数…13,867人  <学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率は94.2%であった。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の修了者は、全体の43.1%であった。 ③企業人事・労働担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対して、オープンキャンパスやWeb動画配信を行い、その視聴参加人数は36,296名であった。			
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<(公財)産業医学振興財団> 【アウトカム指標】 ①最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めた。 【アウトプット指標】 ①効果的かつ効率的な研修を実施するため、医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに、受講者の関心に答え、その参加意欲が高まるような研修内容とした。  <学校法人産業医科大学> 【アウトカム指標】 ①産業医数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請した。 ②新型コロナウイルス感染症防止対策に万全を期し、研修受講生のニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。 【アウトプット指標】 ①不合格者はいずれも成績下位の者であり、当該者らを対象とした特別学習指導において個別指導も行ってきたが、総合試験(※)を経た後の医師国家試験本番への総仕上げが十分でなかった結果、試験合格水準まで至らなかったものと推察される。 (※総合試験:医師国家試験に準じた形式で行う試験。総合試験の合格が卒業要件にもなっている。) ②新型コロナウイルス感染症防止対策に万全を期し、広く研修受講生の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。 ③首都圏でのメンタルヘルス対策支援講座及びオープンキャンパスをWeb開催した。また、YouTubeの大学オフィシャルチャンネルにより、積極的に動画配信による情報提供を実施した。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt; 各事項の目標の達成のため、引き続き以下の対応を実施予定。 【アウトカム指標】 引き続き最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とする。 【アウトプット指標】医師会と密接な連携を図り、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに、受講者の関心に答え、その参加意欲が高まるような研修内容とする。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt; 各事項の目標の達成のため、引き続き以下の対応を実施予定。 【アウトカム指標】 ①産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ②研修受講生のニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 【アウトプット指標】 ①成績下位者(国試不合格者)が行っていない傾向にあるグループ学習(学生同士の自主的かつ持続的な勉強会の機会の場合)を教職員が支援して取り入れるとともに、総合試験終了後からの2ヶ月間(医師国家試験直前頃まで)の総仕上げ期には、個別に学習計画(弱点科目克服への対応等)を立てて学習指導を追加で実施するなど、重点的な個別学習指導を行う。 また、IR推進センターにおいて収集した各種成績データを活用し、その分析結果を学習指導へ盛り込んでいくことで、全体の成績底上げも図っていく。 ②③広く研修受講生の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ③Web動画配信、公開講座及びオープンキャンパスを実施していく。</p> <p>上記のとおり改善を図る一方で、適切な事業規模となるよう予算規模の見直しを行う。</p>	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和4年度事業概要	令和3年度と同様。	
令和4年度目標(アウトカム指標)	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt; ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt; ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。</p>	
令和4年度目標(アウトプット指標)	<p>&lt;(公財)産業医学振興財団&gt; ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt; ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上又は全国順位上位の4分の1以内とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を850名以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。</p>	
令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>1. アウトカム指標 &lt;(公財)産業医学振興財団&gt; ①優秀な産業医の養成・確保は、職場の労働衛生水準向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。 &lt;学校法人産業医科大学&gt; ①については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。②については産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。</p> <p>2. アウトプット指標 &lt;(公財)産業医学振興財団&gt; ①優秀な産業医の輩出を継続的に行っていか、産業医学に関する情報発信を適切に行っていくものとして設定。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt; ①国試合格率は、教育の質(医学教育への投資効果)を評価する指標の1つと考えられるが、当該指標は各年度の試験難易度によって大きく変動が生じうるほか、他大学の結果が考慮されていないなど、達成難度がやや不明瞭であることから、評価に際して恒常的な指標とし難い部分が存在している。 そこで、試験難易度の変動に左右されにくく、また、産業医科大学が全体の中でどの程度の成果を上げることが出来たのか(全国の他大学医学部中、どの程度結果を出せたか)という相対的観点での評価も行える指標として、現行の目標(合格率95%以上)は残しつつ、「又は全国順位上位の4分の1以内」を加えることとしたい。</p> <p>②新型コロナウイルス拡大の影響により、研修を大幅に縮小せざるを得なくなったため、令和2年度及び3年度については現在の指標としていたが、令和4年度については、徹底した感染対策を行うことにより、安定した受講者の受入が見込めるため、令和元年度以前に設定していた指標「資格取得希望者のための研修の参加者数」へ戻すこととしたい。</p>	
令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係	-	
令和5年度要求に向けた事業の方向性	R4年度事業の着実な実施を通じて、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び労働者の健康確保に資する。	

事業名	未払賃金立替払事務実施費						事業番号 (令和4年度)	36	
							事業番号 (令和3年度)	37	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働条件確保 対策事業係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構								
事業/ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	未払賃金の立替払制度は、企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。 賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民(一般会計)に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	(独)労働者健康安全機構が、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。							
	実施 体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。							
30年度予算額 (千円)	7,125,887	令和元年度 予算額 (千円)	7,019,023	令和2年度 予算額 (千円)	10,630,055	令和3年度 予算額 (千円)	20,900,623	令和4年度 予算額 (千円)	20,809,331
30年度決算額 (千円)	6,976,243	令和元年度 決算額 (千円)	7,308,198	令和2年度 決算額 (千円)	6,855,062	令和3年度 決算額 (千円)	1,900,623	令和4年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	97.9	令和元年度 予算執行率 (%)	104.1	令和2年度 予算執行率(%)	64.5	令和3年度 予算執行率(%)	9.09%		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
アウトカム 指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(対象期間:平成31年4月～令和6年3月)による、令和3年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。			アウトカム 指標 【○】	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均14.6日」となった。				



3年度目標	<p>アウトプット指標</p> <p>①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。</p> <p>②貸金債権の回収を図るため、未払貸金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。</p>	3年度実績	<p>アウトプット指標【○】</p> <p>①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則週1回(年間計50回)の立替払金の支払を確保した。</li> <li>・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。</li> <li>・破産管財人等の証明が適正に行われるために都道府県弁護士会等の主催による未払貸金立替払制度に関する研修会を実施してきたが、新型コロナの影響により集合開催が困難になったため、WEB会議システムを活用した研修会を2回実施し、出席者計120名に対し、機構から証明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。</li> <li>・新型コロナの影響下ではあるが、地方裁判所4か所へ赴き、書記官計7名に対し、同制度の運営状況について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。</li> <li>・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払貸金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、破産管財人等が未払貸金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。</li> <li>・大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、未払貸金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。</li> <li>・新型コロナの影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法をまとめたリーフレットを作成し、全国の労働局を経由して労働基準監督署に送付するとともに、HPに掲載して周知し、請求者の利便性の向上に務めた。</li> <li>・定期的な業務打合せ(年間8回)により、職員の情報共有と審査能力の向上を図っている。</li> </ul> <p>②立替払において代位取得した貸金債権について、時効停止等により最大限確実な回収を図るため、未払貸金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行い、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清算型については、債権届出を要する全206事業所について、裁判所に対し迅速かつ確実に届出を行った。</li> <li>・再建型については、弁済計画を確認し、確実な債権回収に努めるとともに、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない事業所へ108回の弁済督促等を行った。</li> <li>・事実上の倒産事案については、全事業所へ2,120回の求償通知を送付するとともに、債権が残っていることが判明した当該事業場及び第三債務者に照会し、回収可能な売掛債権等の差押命令申立を行なった件数は20件あった。</li> </ul>
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>支払までの目標「平均20日以内」を達成した。目標達成の理由は、原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整や電話相談、審査担当者間の情報共有と審査能力の向上のための定期的な業務打合せ等計画していたことを適切に実施したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、継続してWEB会議システムを活用した破産管財人等を対象とした研修会を実施することができたこと、新型コロナの影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法をまとめたリーフレットの作成等により請求者の利便性を図ったこと等である。さらに、事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債権等の差押命令申立を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督励等を行った。</p>		
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>引き続き事業の適正な運営に努める。</p>		
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続	
令和4年度事業概要	令和3年度と同様		
令和4年度目標(アウトカム指標)	<p>立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(対象期間:平成31年4月～令和6年3月)による、令和4年度における目標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。</li> </ul>		
令和4年度目標(アウトプット指標)	<p>①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図るとともに、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。</p> <p>②貸金債権の回収を図るため、未払貸金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。</p>		
令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>内閣府によれば、令和4年3月の景気ウォッチャー調査において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、ワクチン接種の進展等もあり、感染症の動向への懸念が和らぐ中、持ち直しへの期待がある一方、ウクライナ情勢による影響も含め、コスト上昇等に対する懸念がみられる。」とされている。令和3年度の立替払額は減少したものの、今後の経済情勢は新型コロナウイルス感染症等の影響により企業倒産の増加の懸念があることから、これに伴い未払貸金立替払請求件数の増加が考えられる。しかしながら、労働者救済のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立替払の迅速化・債権管理の適正化のため、週1回の支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。</p>		
令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係	<p>Ⅲ 主要事項</p> <p>第5 労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>3 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保</p> <p>(4)未払貸金立替払の確実・迅速な実施</p>		
令和5年度要求に向けた事業の方向性	<p>未払貸金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。</p>		

事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し					事業番号 (令和4年度)	37		
						事業番号 (令和3年度)	38		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	新たな働き方推進係、働き方・休み方改善係、母性健康管理係		
実施主体	都道府県労働局及び委託先								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。</p> <p>本事業により労働時間等の設定の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。</p> <p>また、不妊治療に対する理解と柔軟な働き方を可能とする制度に取り組む企業を支援し、不妊治療と仕事と両立できる職場環境の整備が行われることで、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及にもつながり、労働者の健康保持にも寄与するものであることから、当該事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	下記①、②は中小企業事業主、下記③、④は事業主および労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。</p> <p>② 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>③ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、勤務間インターバル制度導入促進、仕事と生活の調和のとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事との両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、不妊治療と仕事との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向けセミナーの実施・マニュアルの作成等の周知啓発等を行う。</p>							
	実施体制	都道府県労働局及び委託先において実施する。							
30年度予算額 (千円)	5,307,141	令和元年度 予算額 (千円)	11,346,948	令和2年度 予算額 (千円)	13,173,322	令和3年度 予算額 (千円)	11,087,618	令和4年度 予算額 (千円)	9,925,470
30年度決算額 (千円)	1,168,597	令和元年度 決算額 (千円)	10,287,410	令和2年度 決算額 (千円)	11,452,710	令和3年度 決算額 (千円)	9,925,470	令和4年度 雇用法定予算額 (千円)	
30年度 予算執行率 (%)	41.9	令和元年度 予算執行率 (%)	90.7	令和2年度 予算執行率(%)	86.9	令和3年度 予算執行率(%)	89.5%	一般勘定予算額 (千円)	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
アウトカム 指標	<p>1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たったの相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を90%以上とする。</p> <p>3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。</p>			アウトカム 指標 【1、2、3:○】	<p>1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合</p> <p>①労働時間短縮・年休促進コース:99.8%</p> <p>②勤務間インターバル導入コース:99.4%</p> <p>③労働時間適正管理推進コース:100%</p> <p>④団体推進コース:98.6%</p> <p>2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.3%</p> <p>3 「使いやすい(普通を含む)」と回答した者の割合は、91.6%</p>				

3年度目標	<p>アウトプット指標</p> <p>1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(1,101件)以上とする。</p> <p>2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(1,745件)以上とする。</p> <p>3 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(2,120件)以上とする。</p> <p>4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(375件)以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターにおけるアウトリーチ型支援による相談件数を、27,000件以上とする。</p> <p>6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している「働き方改革特設サイト」のPV数 280万PV以上(令和3年4月～令和4年3月)</p> <p>7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を800,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を11,000件以上とする。</p>	3年度実績	<p>アウトプット指標</p> <p>【1、5:○ 2、3、4、6、7:×】</p>	<p>1 労働時間短縮・年休支援促進コース支給決定件数:6,162件</p> <p>2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:227件</p> <p>3 労働時間適正管理推進コース支給決定件数:32件</p> <p>4 団体推進コース支給決定件数:193件</p> <p>5 アウトリーチ型支援による相談件数:35,202件</p> <p>6 働き方改革特設サイトのPV数:1,464,737件</p> <p>7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数:1,522,059件</p> <p>企業診断及び社員診断の診断結果件数:5,047件</p>
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるよう成果目標の見直し等を行ったことが要因と考えられる。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。</p> <p>3 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、常に使いやすいように見直しを行うとともに、掲載情報の拡充等を行っていることから目標を達成できた。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 本コースは柔軟な成果目標の設定が可能であり、4つの成果目標から1つ以上を選べる事業主にとって利用しやすく、また比較的確率が高いコースとなっていたことが要因と考えられる。一方、上記4つの成果目標のうち、特定の成果目標に係る申請の偏りが大きいこと、標準化を図る必要がある。</p> <p>2～4 労働時間短縮・年休支援促進コースに申請が集中し、働き方改革推進支援助成金全体での予算が不足するおそれがあったことから、交付申請期限より前に申請を打ち切ったことも支給件数が伸び悩んだ要因の一つと考えられる。</p> <p>5 令和3年4月から中小企業・小規模事業者への同一労働同一賃金が適用されたがその後も相談支援の需要が大きくは下がらなかったこと、新型コロナウイルス感染症の状況の落ち着きを受け感染症に関する相談支援の需要が下がったものの代わりに人手不足に関する相談や労務管理改善にかかる相談が増えたこと等により、働き方改革推進支援センターへの相談支援の需要が高かったことが要因と考えられる。</p> <p>6 特設サイトHPについて、令和2年度までは働き方改革の趣旨や改正内容を広く国民の方々や企業に周知し理解頂くことが主要な目的であることを踏まえ、幅広い年齢層から好感を持たれるターゲットを起用し、HPや動画、公告バナーにも用いるなど、周知活動を行い、一定程度の成果を上げたことから、令和3年度からはページデザインを刷新し、中小企業が働き方改革に取り組む上で参考となるような、中小企業向けの先進的な取組事例の周知を実施したものの、令和2年度以前の訴求力には及ばなかったことが、PV数が大きく減少した要因と考えられる。</p> <p>また令和3年4月に中小企業を対象に同一労働同一賃金が施行されたものの、平成31年4月に働き方改革関連法が施行されてから3年が経過する中で、特設サイトの注目度が少しずつ落ちていることも、PV数の減少要因の一つであるとされる。</p> <p>7 アクセス件数については利用者のニーズ等を踏まえたポータルサイトのコンテンツの拡充やWeb広告を行う等の周知により、目標を達成できた。また、コロナ禍による働き方・休み方改善への関心の高まりも加わり、件数の増加に繋がったと考えられる。</p> <p>診断結果件数については働き方・休み方改善ポータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は20,769人であったが、診断結果まで出された件数は5,047件で、目標を達成できなかった。サイトの総アクセス数は増加しているものの、サイトのコンテンツの増加により、診断画面へアクセスする者が少なくなったことが原因と考えられる。また、企業診断及び社員診断に関心はあるものの、複数項目選択の煩雑さ等から、診断結果まで到達しなかったことが原因と考えられる。</p>			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>2～4について労働時間短縮・年休支援促進コースに申請が集中し、予算の都合上交付申請期限前に申請を打ち切る必要があったことを踏まえ、適切な予算執行に努める。</p> <p>6について、「働き方改革特設サイト」のページの更新等を行っていた「働き方改革に向けた周知・啓発事業」については令和3年度にて廃止した上で、「働き方改革特設サイト」については、サーバー等の維持費等のコスト面の削減や、情報集約により効果・効率的な情報発信を行うとともにHPの恒常的な利活用を目指すことを目的として、「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」で47都道府県センター及び全国センターごとに運営していたセンター事業HPと統合し、リニューアルすることとした。令和6年4月から時間外労働時間数の上限規制が適用される業種等について、当該業種等の事業場が、自社の働き方改革に取り組む上で参考となるような取組事例を集中して収集し、新設するHPに掲載するとともに、関係業種団体等を通じた周知を図るなど、特に周知が必要となる事業場に対して情報が行き渡るようきめ細かい対応を図る。</p> <p>7 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、全国社会保険労務士会連合会に協力依頼をするなど、更なる周知を図るとともに、ポータルサイトにアクセスした者が診断画面へアクセスしやすくするための改修や、診断途中からの離脱を防ぐためのコンテンツの拡充を行う他、引き続き、企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を行い、使いやすいサイトの運営に努める。</p> <p>上記のとおり、事業運営の適正化を図り、適用猶予業種等への対応を踏まえつつ、既存の事業の効率化を進め予算規模も見直しを行う。</p>			
評価	B	予算額又は手法等を見直し		
令和4年度事業概要	<p>令和3年度の事業に加え、不妊治療のための休暇制度等環境整備事業について、「企業の担当者向け研修会の実施と社会全般の意識の醸成を図るためのシンポジウムの実施」を加える。</p>			
令和4年度目標(アウトカム指標)	<p>1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たったの相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を90%以上とする。</p> <p>3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。</p> <p>4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を80%以上とする。</p>			

<p>令和4年度目標 (アウトプット指標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,101件)以上とする。</li> <li>2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,762件)以上とする。</li> <li>3 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,227件)以上とする。</li> <li>4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(225件)以上とする。</li> <li>5 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、27,000件以上とする。</li> <li>6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数 200万PV以上(令和4年4月～令和5年3月)</li> <li>7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を116万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を6,000件以上とする。</li> <li>8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上開催する。</li> </ol>
<p>令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p>	<p>【アウトカム指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。</li> <li>2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</li> <li>3 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。</li> <li>4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解・満足が重要であることから設定した。</li> </ol> <p>【アウトプット指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1～4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。</li> <li>5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから目標として設定し、目標数値については、令和4年度の予算は令和3年度よりも大きく減少しているものの事業の効率的な運営を図ることで支援件数は同水準を維持したいことから、昨年度と同様の件数を設定した。なお、個別相談支援は令和4年度よりアウトリーチ型支援からコンサルティングという呼称に改めたため、目標の表現も修正したが内容に変更はない。</li> <li>6 「働き方改革特設サイト」のページの更新等を行っていた事業については前述のとおり廃止したものであるが、目標数値については廃止した事業の特設サイトの令和3年度実績(令和3年4月～令和4年3月で146万PV)を参考とし、また働き方改革関連法全体として概ね施行が完了したものの、令和5年4月から中小企業においては月60時間超の時間外労働に50%以上の割増賃金率が適用され、令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきた適用猶予業種等についても上限規制が適用されるため、これらの企業等に十分周知する必要があることを踏まえ設定した。</li> <li>7 アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とし、診断結果件数は前年度実績以上を目標とする。</li> <li>8 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であることから設定した。</li> </ol>
<p>令和4年度予算概算 要求の主要事項 との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項</p> <p>第4 雇用の確保や労働移動の推進、女性や就職氷河期世代、高齢者等の多様な人材の活躍推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進</li> <li>(3)不妊治療と仕事との両立支援</li> </ol> <p>第5 労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 安全で健康に働くことができる職場づくり</li> <li>(2)長時間労働の是正       <ol style="list-style-type: none"> <li>①生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援</li> <li>③勤務間インターバル制度の導入促進</li> <li>⑤長時間労働につながる取引環境の見直し</li> <li>⑥年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進</li> <li>⑦不妊治療と仕事との両立支援</li> </ol> </li> </ol>
<p>令和5年度要求に 向けた事業の 方向性</p>	<p>本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和4年度の実績を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の違法水準を高めるため、また、不妊治療に対する社会の理解を深め、事業主の取り組みを促進するため引き続き、必要な要求を行うこととしたい。</p>

事業名	テレワーク普及促進等対策		事業番号 (令和4年度)	38	事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		事業番号 (令和3年度)	39	実施主体	(一社)日本テレワーク協会、民間団体		担当係	テレワーク係														
	目的及び必要性 (何のため)	対象 (誰/何を対象に)	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施体制																								
30年度予算額 (千円)	517,116	令和元年度 予算額 (千円)	354,258	令和2年度 予算額 (千円)	3,949,118	令和3年度 予算額 (千円)	112,919	令和4年度 予算額 (千円)	70,081	30年度 決算額 (千円)	274,799	令和元年度 決算額 (千円)	178,980	令和2年度 決算額 (千円)	5,082,961	令和3年度 決算額 (千円)	59,577	令和4年度 雇用勘定予算額 71,780(千円)	令和4年度 一般会計予算額 0(千円)	30年度 予算執行率 (%)	53.1	令和元年度 予算執行率 (%)	50.5	令和2年度 予算執行率 (%)	128.7	令和3年度 予算執行率 (%)	52.8	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																									
3 年度 目標	アウトカム 指標	①テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」の旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」旨の評価を受ける割合は、94.9%(593件中563件)であった。 ②国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合は、100%(7件中7件)であった。																					
	アウトプット 指標	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を7,000件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)は、7,694件であった。 ②セミナー参加者は、合計1,025名であった。																					
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①テレワーク導入事例の紹介やテレワーク実践企業の体験をセミナー中に講演するなどテレワークの導入を考えている企業等に対し実践的なセミナーを行ったため。 ②テレワークに精通した専門家が丁寧な対応を行うとともに、テレワークの導入に関する的確なアドバイスを行ったため。 (アウトプット指標) 【目標達成の理由】 ①WEBサイトやテレワーク・セミナーなどにおいてテレワーク相談センターの周知広報を行ったため。 ②リーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等を活用し、セミナー開催の周知広報を行ったため。																											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	いずれの指標においても目標を達成したところであり、令和4年度においても引き続き適正な事業実施に努める必要がある。																											
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																									
令和4年度事業概要	①、②の事業については統合し事業継続。③については事業継続。																											
令和4年度目標(アウトカム指標)	①テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」の旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。																											
令和4年度目標(アウトプット指標)	①テレワーク相談センターにて運営するテレワーク総合ポータルサイトのアクセス数を12万件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。																											

<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p>	<p>（アウトカム指標）  ①テレワーク・セミナーは、良質なテレワークを幅広く普及させることができる施策であることから、引き続き、参加者の多数が参考になったとされる水準を目標として設定する。  ②訪問コンサルティングを引き続き安定的・効果的に実施するため、昨年度と同水準の目標を設定する。</p> <p>（アウトプット指標）  ①テレワーク総合ポータルサイトにテレワークに関する情報を集約し、情報発信することにしたことから、テレワーク総合ポータルサイトのアクセス数を今年度の目標として設定する。  なお、目標アクセス数については令和3年度のテレワーク総合ポータルサイトのアクセス数が約14万件であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテレワークの需要の増加を含むアクセス数であったことから、昨年度実績の8割程度を目標アクセス数とする。  ②昨年度の実績を踏まえ、昨年度と同水準の目標を設定する。</p>
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ 主要事項  第5 労働環境の整備、生産性向上の推進  1 柔軟な働き方がしやすい環境整備  (1)良質なテレワークの導入・定着促進</p>
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>テレワークは「成長戦略実行計画」等において、様々な観点からその推進が求められており、テレワークの導入に関心を持つ企業等に対してワンストップでの総合的な支援を行うため、テレワーク相談センターや訪問コンサルティングによる相談支援、セミナー等による改定後のテレワークガイドライン等の周知・啓発や導入支援等を通じて、引き続き、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着を図る。</p>

事業名	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組						事業番号 (令和4年度)	39	
							事業番号 (令和3年度)	40	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働条件改善係	
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。							
	実施体制	民間団体に委託して実施							
30年度予算額 (千円)	585,777	令和元年度 予算額 (千円)	603,869	令和2年度 予算額 (千円)	672,650	令和3年度 予算額 (千円)	755,053	令和4年度 予算額 (千円)	887,412
30年度決算額 (千円)	399,915	令和元年度 決算額 (千円)	427,195	令和2年度 決算額 (千円)	479,380	令和3年度 決算額 (千円)	510,205	令和4年度 雇用定予算額 0(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	71.1	令和元年度 予算執行率 (%)	73.7	令和2年度 予算執行率(%)	71.3%	令和3年度 予算執行率(%)	67.6%	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
3 年度 目標	アウトカム 指標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①48.9% ②82.2% ③259,882件		
	アウトプット 指標	①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 ②勤改センターに関する周知広報の結果として、センターの認知率を70%以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①検討委員会を6、7、10、12、2月に開催し、年度末に報告書を取りまとめた。 ②73.0%		
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	医療機関に対する訪問支援、医療従事者に対するセミナーの開催及びウェブサイトの積極的な更新等を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	今後も関係局と連携しながら、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター・医療労務管理アドバイザーの認知率の向上を図っていく。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度事業概要	医療機関への積極的な訪問による利用勧奨業務・個別支援業務を充実させつつ、令和3年度と同様にアンケート調査、ウェブサイトの運営、セミナー開催をする。								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 ②勤改センターに関する周知広報の結果として、センターの認知率を70%以上とする。								

<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p>	<p>【アウトカム指標】          ①本満足度調査は毎年実施している医療機関アンケート調査のものであるが、勤務環境に対する満足度の経年変化を見ることによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。          ②医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことを促進するため。          ③客観的な指標として、アクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。</p> <p>【アウトプット指標】          ①本調査・研究事業の報告書は、省内で各種施策等を立案する際に参考にされているものであり、取りまとめには十分な議論を経ることが必要であるため。          ②相談支援機関として、医療機関にその存在を知ってもらうことが重要なため。</p>
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ 主要事項          第2 地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供              1 質が高く効率的な医療提供体制の確保                (3)医療従事者働き方改革の推進</p>
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び充実に図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るため、所要の予算要求を行う。</p>



事業名	中小企業退職金共済事業経費						事業番号 (令和4年度)	40	
							事業番号 (令和3年度)	41	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構調整係	
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構								
事業 / 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。 退職金制度を確立することは、労働意欲の向上等による労働能率の増進や労働者の定着の促進に繋がり、これらにより労働者の知識の蓄積、技能の習熟が図られ、よって労働災害の防止に資するものであるほか、社外積立型である中小企業退職金共済制度により退職金の支払が確保されることは、労働者が労働条件の不安を持つことなく業務に集中できることにも繋がり、労働災害の防止に資するものであることから、労災保険法第29条第1項第3号の「業務災害の防止に関する活動に対する援助」として実施しているものである。							
	対象 (誰/何を 対象に)	中小企業事業主・従業員							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。							
	実施 体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。							
30年度予算額 (千円)	2,180,947	令和元年度 予算額 (千円)	2,298,337	令和2年度 予算額 (千円)	2,094,129	令和3年度 予算額 (千円)	1,641,698	令和4年度 予算額 (千円)	1,559,613
30年度決算額 (千円)	2,155,898	令和元年度 決算額 (千円)	2,115,004	令和2年度 決算額 (千円)	2,092,375	令和3年度 決算額 (千円)	1,641,698	令和4年度 雇用勘定予算額 5,924,211 (千円) 一般会計予算額 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	98.9	令和元年度 予算執行率 (%)	92.0	令和2年度 予算執行率(%)	99.9	令和3年度 予算執行率 (%)	100.0		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	令和3年度における新たに加入する被共済者 数を325,000人以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	新規加入被共済者数が、目標を上回った。 (令和3年度:378,094人) 【目標達成の理由】 加入勧奨対象の的確な把握や地方自治体、関係団体等との連携強 化等により、効果・効率的な加入促進対策を講じたため。		
	アウトプット 指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する 訪問件数を平均月15件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数は平均月 15.1件(令和3年度)であった。 【目標達成の理由】 普及推進員に対して、今後とも高い成長が見込まれる分野や加入が 進んでいない分野の業種等に対する積極的な活動を求めたため。		
3年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	都道府県労働局、都道府県及び中小企業事業主団体等の関係機関との連携、普及推進員等を活用した企業訪問、他の退職金共済事業との連携による周知広報や、マスメディアの積極的な活用などの効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、相手方が対面での訪問を希望しない場合に対面以外の方法を取り入れた結果、電話及び文書を含む加入勧奨件数は平均月18.0件となった。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	いずれの指標においても目標を達成したところであり、令和4年度においても引き続き適正な事業実施に努める必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	令和4年度における新たに加入する被共済者数を319,000人以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨件数(※)を平均月15件以上とする。 (※)新型コロナウイルス感染症等の特殊要因による対面訪問が困難な状況となった場合は、電話・文書等、対面訪問以外の手段も活用する。								
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。 よって、第4期中期目標及び中期計画を達成させるために、令和4事業年度計画により設定された新たに加入する被共済者数をアウトカム指標としている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、加入勧奨の手段としては対面訪問に加え、電話及び文書等の手段を取り入れることとし、アウトプット指標を「訪問件数」から「加入勧奨件数」に見直す。								
令和4年度 厚生労働省予算案の 主要事項との関係									
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。								

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費		事業番号 (令和4年度)	41					
			事業番号 (令和3年度)	42					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係	調整第一係				
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>これ以降については(1)において運営費、(2)において施設整備費、について記載を行う。</p> <p>(1) 労働政策研究では、テレワークや兼業・副業が拡大する中での健康の確保や仕事と生活の両立について実態を調査し明らかにすることを目的としたプロジェクト研究サブテーマを設定しており、長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止、ワークライフバランスの実現など、労働者の健康確保・労働災害防止に十分貢献する研究成果が期待できることから、当該サブテーマは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。</p> <p>また、労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しているものである。このうち、労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るという趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。</p> <p>(2) 労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資するものであることから、その研修の実施主体である(独)労働政策研究・研修機構労働大学の施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。</p>							
	対象 (誰／何を 対象に)	<p>(1)労働行政職員、事業者・労働者 (2)(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備</p>							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(1) 成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画・年度計画で定めている。プロジェクト研究の具体的な実施内容は、中期目標・中期計画で定めた研究テーマに基づき、年度計画で定めている。労働行政職員研修の具体的な研修内容等は、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。</p> <p>(2) 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、(独)労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。なお、令和4年度の施設整備費については、中期計画等に基づき、要求していない。</p>							
	実施 体制	(独)労働政策研究・研修機構により実施							
30年度予算額 (千円)	160,815 (1)106,820 (2)53,995	令和元年度 予算額 (千円)	243,693 (1)106,660 (2)137,033	令和2年度 予算額 (千円)	133,727 (1)106,502 (2)27,225	令和3年度 予算額 (千円)	199,331 (1)106,238 (2)93,093	令和4年度 予算額 (千円)	126,102
30年度決算額 (千円)	160,778 (1)106,820 (2)53,958	令和元年度 決算額 (千円)	229,989 (1)106,660 (2)123,329	令和2年度 決算額 (千円)	114,425 (1)106,502 (2)7,923	令和3年度 決算額 (千円)	171,653 (1)106,238 (2)65,415	令和4年度 雇用勘定予算額 1,573,670 (千円) 一般会計予算額 429,050 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	100.0% (1)100.0 (2)99.9	令和元年度 予算執行率 (%)	94.4% (1)100.0 (2)90.0	令和2年度 予算執行率(%)	85.6% (1)100.0 (2)29.1	令和3年度 予算執行率 (%)	86.1% (1)100.0 (2)70.3		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	<p>(1) ①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。</p> <p>(2) ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。</p>			3 年度 実績	<p>(1) ①達成(実績:96.5%) ②達成(実績:99.0%) (2) ①達成(令和3年度においては、「契約監視委員会」を4回開催し、契約の点検等を実施した。) ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。)</p>				
アウトカム 指標				アウトカム 指標 【○】					

	アウトプット 指標	<p>(1) 研修実施コース(70コース以上) 研修コースについては、新型コロナウイルス感染症の影響により新たな研修手法としてオンライン研修を導入するほか、集合研修については収容人数を縮小して実施することとしており、それぞれの研修方法の特徴を踏まえつつ、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。</p> <p>(2) 令和3年度施設・整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。</p>	アウトプット 指標 【O】	<p>(1) 達成(実績:100%) (新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、集合研修をオンラインに切り替え、77コースを68コースに集約して実施。受講者は計画数5,362人と同程度の5,370人を対象に実施。)</p> <p>(2) 達成(令和3年度施設・整備に関する計画に基づき、労働大学校において浄化槽設置工事を実施した。)</p>
3年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>(1)アウトカム指標については、厚生労働省の要望及び研修生の評価等を踏まえ、研修内容の充実を図るとともに、令和2年度より導入したオンラインでの研修手法を更に向上させたことで高い評価を受けることができた。 アウトプット指標については、厚生労働省と調整のうえオンライン研修を効果的に実施したことで、目標を達成することができた。</p> <p>(2)施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。</p>			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>(1)令和4年度は、5月からの集合研修再開が予定されていることから、これまで整備を進めてきた対応マニュアルや備品類の検討、整備をさらに進め、研修、宿泊生活等における新型コロナウイルス感染症感染防止に万全を期していく。また、オンライン研修の実施方法についても、厚生労働省と緊密に連携を図りながら、適切な実施形態について、検討を進めていく。</p>			
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和4年度事業概要	令和3年度の事業に加え、労働政策研究(プロジェクト研究)を実施する。令和4年度の施設整備費については、中期計画等に基づき、要求していない。			
令和4年度目標(アウトカム指標)	<p>(1) ①労働関係法令・指針・ガイドラインの制定・改正、予算・事業の創設・見直し、政策評価、審議会・検討会、政党・労使団体への説明での活用、政府の法案提出に繋がった研究成果を、成果総数(※)の85%以上得ること。(第4期実績平均:92.9%)(※)プロジェクト研究のテーマのうち、「労使関係」に該当する分野の研究成果を除く。 ②労働政策研究の成果についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、下記基準により2.2以上の評価を得ること。[大変有益:3、有益:2、あまり有益でない:1、有益でない:0](第4期実績平均:2.4) ③研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ④当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から役に立っているとの評価を得ること。</p>			
令和4年度目標(アウトプット指標)	<p>(1) ①研修実施コース(70コース以上) 研修コースについては、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを最大限活用した研修方式によるとともに、集合研修については収容人数を縮小して実施することとする。また、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。</p>			
令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>独立行政法人労働政策研究・研修機構の第5期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、労働行政職員のアウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。 【目標設定の理由及び水準の考え方】 ・労働政策の企画立案及び推進への貢献度を測る指標として、政策に関する検討及び立案に結びつくような質の高い研究の量を指標として設定することとする。 ・研究成果に関する指標については、客観性をもった厳格な評価で実施する観点から、外部の有識者による評価を重点的に評価することとする。 ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。 ・目標水準については、第4期中期目標期間(平成29年度～令和3年度)の実績を踏まえ、その目標水準を上回る水準を設定することとした。</p>			
令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係	—			
令和5年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施			

事業名	個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業						事業番号 (令和4年度)	42	
							事業番号 (令和3年度)	43(33)	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務管理係、 総務係	
実施主体	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、厚生労働省本省								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(個別労働紛争対策費)</p> <p>以前の個別労働紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ・嫌がらせに係る紛争が多くを占める状況となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴うことから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。</p> <p>総合労働相談は14年連続100万件を超える状況であり、「いじめ・嫌がらせ」といった複雑困難な相談内容が10年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法機関のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。</p> <p>また、総合労働相談窓口へ寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>(多言語相談支援事業)</p> <p>在留資格「特定技能」の創設等により、今後我が国で就労する外国人労働者数が増加していくことが見込まれることから、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナー(以下「雇用環境・均等部(室)」等)という。)に寄せられる各種相談について、多言語による対応ができる体制を構築していく必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	<p>(個別労働紛争対策費)</p> <p>直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。 業務委託部分においては、企業内で個別労働紛争の解決に当たる労使関係者等(企業の人事担当者、労働組合役員など)。</p> <p>(多言語相談支援事業)</p> <p>外国人労働者、事業主等</p>							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(個別労働紛争対策費)</p> <p>①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国379箇所)し、労使双方から寄せられる労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応し、内容に応じて、労働関係の法令・裁判例や解決方法・処理機関等についての情報を提供する。また、民事上の労働紛争については、相談の内容や相談者の意向に応じて、都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行い、紛争の自主的解決を促進する。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国758名)、あつせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。</p> <p>②平成29年度の業務委託より一般競争入札(総合評価落札方式)を毎年度実施し、平成30年度～令和3年度は公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。</p> <p>(多言語相談支援事業)</p> <p>雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。また、令和4年度においては、オンライン通訳及び機械翻訳に対応した端末を5箇所の雇用環境・均等部(室)に配架し、さらなる利便性の向上を図る。</p>							
	実施 体制	<p>(個別労働紛争対策費)</p> <p>&lt;直接実施部分&gt; 都道府県労働局雇用環境・均等部(室) 労働紛争調整官:80名 紛争調整委員:381名 総合労働相談コーナー:全国379箇所 総合労働相談員:758名</p> <p>(多言語相談支援事業)</p> <p>都道府県労働局※本省が一般競争入札(最低価格落札方式)の落札者に委託して実施</p> <p>&lt;業務委託部分&gt; 本省が一般競争入札(総合評価落札方式)の落札者に委託して実施 (令和4年度:公益社団法人全国労働基準関係団体連合会)</p>							
30年度予算額 (千円)	1,087,918	令和元年度 予算額 (千円)	1,476,475	令和2年度 予算額 (千円)	1,671,481	令和3年度 予算額 (千円)	1,611,783	令和4年度 予算額 (千円)	1,570,561
30年度決算額 (千円)	1,030,166	令和元年度 決算額 (千円)	1,310,495	令和2年度 決算額 (千円)	1,474,250	令和3年度 決算額 (千円)	1,470,607	令和4年度 雇用勘定予算額 1,570,542(千円) 一般会計予算額 80,472(千円)	
30年度 予算執行率 (%)	95.0	令和元年度 予算執行率 (%)	88.8	令和2年度 予算執行率(%)	88.2	令和3年度 予算執行率(%)	91.2	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						

3 年度 目標	アウトカム 指標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による 個別労働紛争の解決率を50%以上とする。 (数値の根拠)平成23～令和2年度における助 言・指導の実施件数に対する助言・指導の解 決件数の割合  (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相 談のうち、多言語コンタクトセンター又は多言語 音声翻訳アプリケーションを利用した相談件数 の割合2%以上	3 年度 実績	アウトカム 指標 【個紛:×、 多言語:×】	(個別労働紛争対策費) 49.4%(4,029件(助言・指導解決件数)／8,159件(助言・指導実施件数) (速報値)  (多言語相談支援事業) 0.4%(55件/13,762件)
	アウトプット 指標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続終 了件数に占める処理期間1か月以内のものの 割合を95%以上とする。  (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相 談件数前年度以上		アウトプット 指標 【個紛:○、 多言語:×】	(個別労働紛争対策費) 98.7%(8,354件(1か月以内処理件数)／8,466件(手続終了件数)(速 報値)  (多言語相談支援事業) 13,762件(令和2年度は14,419件)
3年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	(個別労働紛争対策費) 個別労働紛争解決制度に基づく助言・指導の仕組みは、労使の当事者の話し合いによる紛争の解決を促進(支援)するために行うもので、当 事者に何らかの措置を強制することはできない。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が、様々な業種に長期間及び、企業の経営状況の厳しさが増す中、コロナ禍 前に比べて、助言・指導が受け入れられず、解決率が低下したと考えられる。  (多言語相談支援事業) コロナ禍により、新規に入国する外国人労働者が著しく減少した。このことにより、総合労働相談コーナーを利用する労働者のうち、同伴する 通訳者の伝手が無い等により通訳を必要とする外国人が減少したことが理由のひとつと考えられる。				
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	(個別労働紛争対策費) コロナ禍により企業の経営状況の厳しさが増していることも踏まえ、各種支援策の紹介等により事業主の支援にも取り組みつつ、引き続き、 個別労働紛争の未然防止及び自主的解決の促進を図る。  (多言語相談支援事業) 今後、外国人労働者の入国受け入れ再開により、新規に入国する外国人労働者が増加することで、日本語能力が十分でなく、かつ、同伴す る通訳者の伝手が無い等の理由により、多言語化の需要も増加するものと見込まれる。  このように事業運営の適正化を図る一方で、必要額の精査も併せて行ってまいりたい。				
評価	C	未達成要因を分析の上、事業の見直しが必要			
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様				
令和4年度目標 (アウトカム指標)	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を60%以上とする。 (数値の根拠)平成25～令和3年度(速報値)における助言・指導の実施件数に対する助言・指導により改善した件数の割合  (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンターの通話翻訳若しくはタブレット端末のオンライン通訳又は機械 翻訳を利用した相談件数の割合2%以上				
令和4年度目標 (アウトプット指標)	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を95%以上とする。  (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数前年度以上				
令和4年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	(個別労働紛争対策費) 個別労働紛争解決制度は、個々の紛争の実情に即した解決を促進することを目的としているところ、助言・指導により簡易・迅速に紛争の解 決や改善が図られることが重要であるから、上記の目標を設定した。  (多言語相談支援事業) 総合労働相談コーナーを利用する外国人労働者の中には、入国間もない技能実習生のみならず、永住者は日本人の配偶者として入国してい る外国人も多くいる。当該労働者は、一定の日本語能力を有している場合や相談に同伴する通訳者の伝手がある場合が多い。こうしたことを 踏まえ、昨年度設定した目標を引き続き、令和4年度の目標とする。				
令和4年度厚生労働 省予算案の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第4 雇用の確保や労働移動の推進、女性や就職氷河期世代、高齢者等の多様な人材の活躍推進 10 外国人に対する支援 (4)外国人労働者の労働条件等の相談・支援対策の整備 第5 労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (4)総合的なハラスメント対策の推進 ① 職場におけるハラスメント等への相談及び周知啓発の実施				
令和5年度要求に 向けた事業の 方向性	(個別労働紛争対策費) 総合労働相談件数は、近年も増加傾向が続いており、いじめ・嫌がらせに係る紛争が多くを占めるなど、内容も複雑困難なものが多くなっ ている。こうした中でも、引き続き簡易・迅速に紛争の解決や改善が図られるよう、上記の目標を踏まえ、個別労働紛争解決制度のよりの確な運 用に努めてまいりたい。  (多言語相談支援事業) 今後も増加が見込まれる外国人労働者からの相談に適切に対応するため、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)を活用することにより、職 場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図り、的確に紛争の解決を促進できるように努めてまいりたい。				

事業名	雇用労働センター設置・運営経費						事業番号 (令和4年度)	43	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和3年度)	44	
実施主体	民間団体						担当係	労働契約係	
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	国家戦略特別区域法第37条に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。)において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、弁護士等による雇用労働に関する法律相談等、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。 本事業により、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等を図るものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	国家戦略特別区域における新規開業直後の企業及びグローバル企業							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	特区内にセンター(以下「センター」という。)を設置し、主として以下の事業を行う。 なお、センターは、国家戦略特別区域法第8条に基づき各特区が作成する区域計画において、センターの設置が記載され、内閣総理大臣により認定された場合に設置されることとなるものである。 (1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催							
	実施 体制	一般競争入札(総合評価落札方式)により、以下のとおり民間団体へ委託して実施している。 (1)福岡市・北九州市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成26年11月29日設置) (2)関西圏センター：株式会社バソナが実施(平成27年1月7日設置) (3)東京圏センター：株式会社バソナが実施(平成27年1月30日設置) (4)新潟市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成27年10月29日設置) (5)愛知県センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年4月25日設置) (6)仙台市センター：アデコ株式会社が実施(平成28年6月28日設置) (7)広島県・今治市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年10月28日設置)							
30年度予算額 (千円)	385,760	令和元年度 予算額 (千円)	393,526	令和2年度 予算額 (千円)	383,206	令和3年度 予算額 (千円)	305,003	令和4年度 予算額 (千円)	295,849
30年度決算額 (千円)	303,790	令和元年度 決算額 (千円)	321,152	令和2年度 決算額 (千円)	310,129	令和3年度 決算額 (千円)	287,107	令和4年度 雇用勘定予算額 295,848(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度 予算執行率 (%)	78.8	令和元年度 予算執行率 (%)	81.6	令和2年度 予算執行率(%)	80.9	令和3年度 予算執行率 (%)	94.1		
令和2年度評価と それを踏まえた 令和4年度事業の 見直し	令和2年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
3 年度 目標	アウトカム 指標	センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。			3 年度 実績	アウトカム 指標 【O】	目標の95%を超える約99.5%の利用者から「相談対応について参考になった」との回答を得た。		
	アウトプット 指標	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数32.3人以上とする。 ②センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である115.4件(平成30年度から令和2年度の実績)以上とする。				アウトプット 指標 【X】	①1回当たりのセミナーの参加者数は、約31.0人となり、目標の32.3人以下となった。 ②1ヶ月あたりの平均相談件数は、約105.4件となり、目標の115.4件以下となった。		
3年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトカム指標:専門的な知識を有する相談員が丁寧な相談対応に努めたためである。 アウトプット指標:センターがメインの相談者とするベンチャー企業及びグローバル企業が新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等の影響を依然強く受けたことで特区内への進出に消極的な状況が見られたこと及びこれらの企業への周知活動が一部のセンターで低迷したこと等が相談件数の減少につながった。他方で、コロナの影響を受けつつもオンラインによるセミナー・相談を工夫して実施する等の対策により過去最高の相談件数を達成したり、自治体との連携により周知活動を強化することで目標を達成しているセンターもあり、このような好事例・対策をよりスピーディに収集・分析し他センターに展開・実施できるようにすることが今後の課題である。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	ベンチャー企業及びグローバル企業等からの相談獲得に向け、特区の関係自治体及び内閣府との定期的な意見交換等による連携強化を図りつつ、センターの更なる周知、コロナ等の状況に応じた相談体制の充実、効果的な方法でのセミナー実施に加え、センターでの好事例・対策をセンター間で共有・実施できるよう改善策を講じた上で、更なる適正な事業運営に努め、予算についても見直しを行う。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					
令和4年度 事業概要	令和3年度と同様								
令和4年度目標 (アウトカム指標)	センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。								
令和4年度目標 (アウトプット指標)	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数31.4人以上とする。 ②センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である111.7件(平成31年度から令和3年度の実績)以上とする。								

<p>令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p>	<p>アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は95%以上とした。</p> <p>アウトプット指標については、</p> <p>①適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であること、参加者の理解度を高めるため効果的にセミナーを実施する必要があることを踏まえ、より客観的な目標に近づけるべく、実績に基づく指標として、直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数31.4人以上とすることを目標とした。</p> <p>②本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすため、新たに、センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である111.7件（平成31年度から令和3年度の実績）以上とすることを目標とした。</p>
<p>令和4年度厚生労働省予算案の主要事項との関係</p>	<p>-</p>
<p>令和5年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>各センターにおける執行実績を踏まえ必要な要求を行う。</p>